

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について

——Tabaqat-i Nāsiri にみえる二十五人の Shamsi mulūk を中心に——

荒松雄

一、まえがき

彼らの経歴について

二、Tabaqat-i Nāsiri にみえる二十五人の

五、地方統治とくた'iqā'a'に關する経歴につ

Shamsi mulūk

につ

三、彼らの出身と Ilutmish の宮廷に入るま

六、「奴隸王朝」前期の權力關係における彼

での経歴について

らの地位について

四、Ilutmish とその直系子孫の宮廷におけ

七、「奴隸貴族」としての Shamsi mulūk

一、まえがき

十三世紀のはじめから、デリー（主として現在のニューデリー南郊地域）を都として、スルターン（Sultan）を頂點とするムスリム王朝の支配がはじめられた。これが、「デリー・サルタナット」（Saltanat-i Dihli, The Sultanate of Delhi）と呼ばれるもので、その最初の王朝を、すなわち Ghūr 朝治下にあつたトルコ系ムスリムの Qutb al-Din Aibak が基礎をおき、その奴隸（bandah）であつた Shams al-Din Ilutmish（以下單に Ilutmish と呼ぶ）が支配權力を

確立したサルタットを、ふつう「奴隸王朝」(Khandan-i Ghulamān, The Slave Dynasty)と呼ぶ。この「奴隸王朝」の支配構造の頂點にいたスルターンの君主権の問題について、私は、これまで二つの小論を發表したが、そこでは、君主権と、その下における支配の上部構造を形成する貴族勢力との關係が、つねに重要な問題となつて⁽¹⁾いた。⁽²⁾前稿「君主権」では、スルターンの君主権の諸問題點を、奴隸王朝のスルターンが繼立する歴史過程の中で理解する立場から、貴族の問題にもふれてきた。従つて、次には、サルタナット支配の上部構造の中核にいたこれら貴族の問題が前面に出てくるべきであつた。

ところで、トルコ系ムスリム、より詳しくいえば Albari (Ibbari) Turk 系ムスリムを支配の頂點たるスルターンにもつた、このインド最初のサルタナットは、そのスルターンが、宮廷奴隸出身者であるか、あるいは、その直系子孫であつたことから、一般には、「奴隸王朝」と呼ばれてきたわけである。この意味については、すでに前稿において、さまざまな視點から問題にしてきた。しかし、同時に、「奴隸王朝」たる呼稱が特徴的であるのは、スルターンに關する以上の點ばかりでなく、その下にあつて、支配の上部構造を構成し、權力掌握の斗争の中核であつた貴族勢力の中に、宮廷奴隸出身者が、重要な役割を演じていたからであるということにも、私はすでに簡單にふれておいた。⁽³⁾これがすなわち、「奴隸貴族」(slave-nobles)といわれるものである。そこで、支配の上部構造の主體である貴族制、あるいは統治機構の問題に入るまえに、史料を注意深く辿ることにより、「奴隸貴族」とよばれてきたものは、實際には、どのような經歷をもつた人物であり、サルタナットの支配構造、統治機構の中で、どのような地位にあり、いかなる役割を果たしてきたか、また、このような「奴隸貴族」が、サルタナット支配の初期において、なに故にこのような歴史的役割を持つたか、という問題點について考えてみようとしたのが、本稿の意圖である。従つて、サルタナットの支配構造全般の把握の前提としての一つの材料の提出

という意味ももつている。インド史の問題ではあるが、ひろくムスリム社会一般と関連する点も多いので、とくに、西アジア、中央アジア諸地域の歴史を専攻されている諸先學の御教示をいたさきたい。

註

- 1 「デリー・サルタナット初期におけるスルターンの繼承」(『東洋文化研究所紀要』第八冊、二七七一—三〇九頁、昭和三十一年三月)、『奴隸王朝』の君主權と貴族勢力——デリー・サルタナット初期における支配の構造——(同上、第十一冊、一—三四頁、昭和三十一年十一月)以下、それぞれ「繼承」、「君主權」と略稱する。
- 2 これらの小論においては、「貴族」、「奴隸貴族」という語を用
- 3 拙稿「繼承」三〇一頁、注2。「君主權」三一七頁参照。

一 Tabaqat-i-Nāsiri に見える二十五人の Shamsi mulūk

「奴隸王朝」前期、すなわち *Sultān Shams al-Din Ilutmish* (在位 607 A. H.—633 A. H., 1210 A. D.—1236 A. D.) から、その直系子孫たる四人のスルターン (*Rukn al-Din Firuz Shāh*, *Raziyah*, *Mur'izz al-Din Bahram Shāh*, *Ala' al-Din Mas'ūd Shāh*) を總べて *Sultān Nasir al-Din Mahmūd Shāh* (在位 644 A. H.—664 A. H., 1246 A. D.—1285 A. D.) 治世前半に至る時代の歴史研究の史料として最も重要なものは、これらの時代から、*N. Mahmūd Shāh* の十五年、すなわち六五八年まづを記してゐる *Minhaj al-Din Abū 'Umar-i 'Uthman* (以下、單に *Minhaj al-Din* と記す) の *Tabaqat-i-Nāsiri* である。この著者は、*Ilutmish* 以下、歴代のスルターンの宮廷に自らを置き、サルタナット

いてきた。これまで、デリー・サルタナットあるいはムガル帝

國、一般にいつてインド史全般において、貴族 (*noble*, *peer*, *nobility*, *aristocracy*) あるいは奴隸に關する語は、かなり安易に用ひられてきたきらいがある。これらのターミノロジーについては、統治機構、社会構成、身分制などの分析にはとくに慎重であるべきであることはいつまでもないが、つねに難しい點である、なお、二の註3、四の註1を参照。

の貴族勢力の黨争の間であつて、時に巧みに權力の側につき、とくに Mahmud Shah の治世には、Ulugh Khan すらもその黨争の渦中にまきこまれた人物であつた。従つて、この史料の利用にあつては、ムスリム宮廷史家の文献に對する常の如く、慎重な注意を要することはいうまでもない。しかし、われわれは、この貴重な文献から、行句の斷片を整理考合することに、他の後代の文献からはほとんど知るを得ない當時の支配階層の權力關係、とくに本稿の問題點である「奴隸貴族」について考察する材料を得ることができるとする。しかも Minhaj al-Din は、同書の [Tabagat XXII] を「Dhikri Mulk al-Shamsiyah」すなわち Shamsi muluk ⁽³⁾ in ka wa ba Shams al-Din Itutmish 直系の malik たちについての敘述と題することによつて、Shamsi muluk の中の重要な二十五人について、いわば「列傳體」風の記載を残しているのであり、このことはムスリム史家の残したものである。まことに貴重な文献といふべきであらう。従つて、私は、この二十五人の Shamsi malik たちを中心として、本稿の問題點を説明する材料とした。

これらの muluk の名、稱號、通稱などは、後代の史料と Tabagat-i Nasiri との間で若干の差異があることはもちろんであるが、十二種の寫本を参照して譯註を試みた H. G. Raverty 氏も、諸寫本の間で若干の差異については補註を加えている。現在、唯一の刊本である Bibliotheca Indica 版のペルシア語テキストには、かなりの誤りがあることは Raverty 氏の言及を通じても明らかである。本稿では、固有名詞に關しては Raverty 氏の研究成果を採用しつつ、つねにペルシア語刊本を照合し、私自身の判斷をふくめて、撰擇することとする。なお、以下の敘述にあたり、後代の諸史料との差異と、その問題點とは、必要な限り補註において、言及するであらう。

以下にまず、これらの二十五人の muluk を Tabagat-i Nasiri の [Tabagat XXII] の記載順に記す。なお長い名の

反覆の弊をきけて、以下、本稿の敘述においては、次の表のそれぞれの人名の末尾の括弧中に記す略名のみを、番號と併せて用いるものとす。⁽¹⁾

- | | |
|------|---|
| I | Tāj al-Dīn Sanjār-i Gazlak Khān. ⁽⁶⁾ (Gazlak Khān) |
| II | ʿIzz al-Dīn Kabīr Khān Ayāz-i Hazār mardah ⁽⁷⁾ (Kabīr Khān) |
| III | Nasīr al-Dīn Aiyitīm al-Bahāʾī ⁽⁸⁾ (Nasīr al-Dīn) |
| IV | Saif al-Dīn Aibak ⁽⁹⁾ (Saif al-Dīn) |
| V | Saif al-Dīn Aibak-i Yughāntat ⁽¹⁰⁾ (Saif al-Dīn) |
| VI | Nuṣrat al-Dīn Tayasāʾī ⁽¹¹⁾ (Nuṣrat al-Dīn) |
| VII | ʿIzz al-Dīn Ṭughril-i Ṭughhān Khān ⁽¹²⁾ (Ṭughhān Khān) |
| VIII | Qamar al-Dīn Qīrān-i Tamr Khān ⁽¹³⁾ (Tamr Khān) |
| IX | Hindū Khān Miltar-i Mubārak al-Khāzin ⁽¹⁴⁾ (Hindū Khān) |
| X | Ikhtiyār al-Dīn Qarāqash Khān-i Aitkin. ⁽¹⁵⁾ (Qarāqash Khān) |
| XI | Ikhtiyār al-Dīn Altūniyah ⁽¹⁶⁾ (Altūniyah) |
| XII | Ikhtiyār al-Dīn Aitkin ⁽¹⁷⁾ (Ikhtiyār al-Dīn) |
| XIII | Badr al-Dīn Sunqar-i Rūmī ⁽¹⁸⁾ (Badr al-Dīn) |
| XIV | Tāj al-Dīn Sanjār-i Qirqluq ⁽¹⁹⁾ (Tāj al-Dīn) |

- XV Tāj al-Din Sanjar-i Kuret Khān⁽²⁹⁰⁾ (Kuret Khān)
- XVI Saif al-Din Bat Khān Aibak Khifā'i⁽²⁹¹⁾ (Bat Khān)
- XVII Tāj al-Din Sanjar-i Tez Khān⁽²⁹²⁾ (Tez Khān)
- XVIII Ikhtiyār al-Din Yazbak-i Tughril Khān⁽²⁹³⁾ (Tughril Khān)
- XIX Tāj al-Din Arslān Khān Sanjar-i Khwārazmī⁽²⁹⁴⁾ (Arslān Khān)
- XX Tzz al-Din Balban-i Kashlū Khān⁽²⁹⁵⁾ (Kashlū Khān)
- XXI Nuṣrat Khān Badr al-Din Sungar-i Sūfi Rūmī⁽²⁹⁶⁾ (Nuṣrat Khān)
- XXII Saif al-Din Aibak⁽²⁹⁷⁾ (Saif al-Din)
- XXIII Nuṣrat al-Din Sher Khān Sungar⁽²⁹⁸⁾ (Sher Khān)
- XXIV Kashlī Khān Saif al-Din Aibak⁽²⁹⁹⁾ (Kashlī Khān)
- XXV Bahā al-Hāq u al-Din Ulugh Khān-i Balban.⁽³⁰⁰⁾ (Balban)

註

- 1 Minhaj al-Din の經歷については、別に史料はなすが、その著 Tabaqāt-i Nasirī の中に、臨時觸れてゐる。またこのこと自體、その内容を高くしてゐる一つの理由でもある。しかし、それについては、ちよまたり、Raverty の以下に述べる譯書の冒頭のせられた "Memoir of the Author"

(pp. XIX—XXXI) を参照。なほ Elliot-Dowson, Vol. II, pp. 260—265. にも簡單な記載がある。なほ Balban の一時失脚にあたつては、彼も 'Imad al-Din Raihān 一派の反抗にあつて、六四七年、首都デリーの Qazi の地位を追われ、Balban の勢力回復後、再びデリーにもどつたのである。なお

- (English Translation), by K. K. Basu, Gaekwad's Oriental Series, Baroda, O. I., 1932. T. A. (B.I.): Nizām al-Dīn Ahmad; Tabakat-i-Akbari (Tabaqāt-i Akbarī), ed. by B. De, Bib. Ind., A.S.B., Calcutta, 1913. T. A. (De): The Tabaqāt-i-Akbari of Khwājah Nizāmuddin Ahmad, translated by B. De, Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, Vol. I, 1927. T. F. (N.K.): Muḥammad Hindū Shāh Firishrah; Tārikh-i-Firishrah (Gulshan-i-Ibrāhīmī, ed. by Nawar Kishore Co., Lucknow, 1864. T. F. (Urdu): Tārikh-i-Firishrah, Urdu translation published by Osmania University, Vol. I., Hyderabad, 1910. M. T. (B.I.): ‘Abd al-Qādir Badāuni (Al-Badāuni); Muntakhab al-Tawārikh, ed. by Ahmad ‘Alī, Vol. I., Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, 1868. M. T. (Ranking): The Muntakhabut-Tawārikh, English Translation by G. Ranking, Vol. I., Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, 1895. Raverty 氏のトランスクリプションは、大體に於て Sir William Jones の方式によるのである (R., p. XVII) だが、インデックスの置き方、izāfah のつけ方にも特色がある。私は、本稿では、東大南方史研究會で、ちこあたつて採用しようとしてゐるトランスクリプションの假方式(前嶋信次・黒柳恒男兩氏と小生で昭和三十三年秋に一應決めたもの)を用ゐることとする。なお、この方式では“al”は發音と關係なく

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

- の「al」は發音と關係なく Raverty 氏の「al」は發音と關係なくである。T. N. (B. I.), pp. 231—233; T. N. (R.), pp. 722—724. Raverty 註の本に於て Sanjar-i-Galz-lak Khān といふ語は、Raverty 譯の Gaz-lak といふ語に於てある (R., p. 722, n. 7)。
B. I., pp. 233—236; R., pp. 724—727. R. は此順序に因つて、B. I. に於て ‘Izz al-Dīn を缺く。爾者、al-Mu‘izzī は米應に因つて、al-Dīn を省す。以て之の意を如く省察。は、T. M. S. (p. 22; Basu, p. 22) に於て ‘Izz al-Dīn Kanjān といふ語は、T. A. に於て ‘Izz al-Dīn Kabir Khān といふ語に、Razīyah の誤り、‘Aziz al-Dīn Ayāz といふ語に、‘Izz al-Dīn といふ語に (T. A., p. 66) De 註は、al-Dīn といふ語 (T. A. (De), p. 75)。
B. I., pp. 236—237; R., pp. 727—728. B. I. に於て Atimur (or Aitimur) といふ語は、寫本の異動を記つた。Raverty は従つて、T. M. S. (p.) に於て、al-Nasir al-Dīn Tāyāsī といふ (p. 25), T. M. S. (Basu) に於て Tāyāsi といふ (p. 24), Firishrah (N.K.) は、彼の場合を Malik Nasir といふ語に明らかに誤まつてゐる。(後註六七頁の参照)。
B. I., pp. 237—238; R., pp. 729—731. は、Raverty は、I-bak-i-Duchah といふ語に、彼は著名な Sulṭān Qutb al-Dīn の場合と同様 I-bak と讀み、補註にその説明をこつて

Khān の誤りである。

23 B. I., pp. 261—265; R., pp. 761—766. 兩者全く同一。

24 B. I., pp. 265—268; R., pp. 766—774. B. I. に Arsālān

Khān と記し、Raverty は Arsālān と誤った。文章の
尾から B. I. の記号 Khwārazmi をその中に残したが、
Raverty は Sanjar-i-Chast と記した。

25 B. I., pp. 268—273; R., pp. 775—787. Raverty は、末尾

に us-Sulāni Shamsi を添った。これは T. M. S.,
T. A., Frīshah, M. T. の抄本である。T. F. (N. K.) は
is- 'Izz al-Dīn Balban Buzrug と記した。抄本は同一
註に参照。

26 B. I., pp. 273—274; R., pp. 787—788. 兩者同一。

27 B. I., pp. 274—276; R., pp. 788—791. Raverty は前に Az

Kulī Dādbak を附し、B. I. の Arkalī Dādbak を附す。
Raverty は、これより (p. 788, n. 2) これは前者の方が正しい。
Arkalī は、出づる名であるが、この場合は、明らかに Raverty
の説が正しいである。(cf. p. 529, n. 4; p. 605, n. 1) また
兩者とも末尾に Shamsi 'Ajami の二語を附したが、こ
れは前後ともに省へ。

28 B. I., pp. 276—278; R., pp. 791—794. B. I. は Nuḡrat
al-Dunīyā u al-Dīn となっている。また Raverty は、彼の
らう良い寫本のほとんどが附しているという Saḡhāsūs とし
う語を記し、註において家族、部族、あるいは地名を示すもの

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

と考へた。その寫字の違ひについては、cf. p. 791, n. 3.

29 B. I., pp. 278—281; R., pp. 795—799. 兩者とも末尾に al-
(us-) Sulāni を附す。また B. I. は Malik al-
Hijāb を添えている。また Sulān Ghīyāth al-Dīn Balban
の再録であるところの人物の稱號については、R., p. 795,
n. 2 参照。

30 B. I., pp. 281—323; R., pp. 799—864. 兩者とも Al-
Khāqān al-Mu'azzam を頭に、Raverty は次に ul-
'Azam (al-'Azam) を記す。末尾は兩者とも al-Sulāni
を添った。また Balban の名の Sulān Ghīyāth al-Dīn
Balban と他ならない。彼にまつての記載が、この二十五人の
malik たちの中で最も長い。本稿での略稱は、いまでも
なぐ Balban とする。

なお一言ふれておきたいが、日本においては、從來「ズリー・
サルタナット」ムガル帝國時代の史料は、きわめて不備であつた。
刊本もきわめて少数しか見るを得ないが、寫本に至つては、
ほとんど参照できない状況にある。従つて、現状においては、
異つた寫本の校合による研究は、まず望み得ない。本稿の基本
的史料である T. N. についても、寫本の言及は、すべて
Raverty の敘述によつた。また、トルコ語系の固有名詞につ
いては、前註5に記した「ランヌクリプシヨンの方式を必ずしも
追つていない。なお、ペルシア語刊本については、その讀み
方について、時に長友、黒柳恒男氏の助言を得たことを附記し
ておきた。

三 彼らの出身と Itutmish の宮廷に入るまでの経歴について

以上にあげた二十五人の *mulūk* についての敘述の中で、*Minhaj al-Din* は、その出身と *Itutmish* の宮廷に入るまでの経歴を、きわめて簡単に述べている。⁽¹⁾ 従つて、その記載から、まず、この二十五人の出身と、初期の経歴を調べて、そこからいくつかの問題點をとり出してみると、ほぼ次のことが明らかになる。

(1) 二十五人のこれら *mulūk* の大多数がトルコ人 (*Turk*) である。すなわち *Minhaj al-Din* の記載するところを整理すると、大要次のようになる。(ア) 単に *Turk* と記すもの (二人—IV, VI) (イ) トルコ人で *Rami* と記されているもの (二人—II, XIII, XXI) (ウ) トルコ人で *Ibbari* (あるいは *Albari*) 出身と記されているもの (三人—XXIII, XXIV, XXV) (エ) トルコ人で *Gibchag* (あるいは *Khifchag*) と記されているもの (六人—VIII, XIV, XV, XVIII, XX, XXII) (オ) トルコ人で *Khita* (あるいは *Qarah Khita*) に屬すると記されているもの (五人—V, VII, X, XII, XVI)。④ トルコ人以外と思われるもの (三人)。(イ) 出身についての記載の全くないもの (三人)。

従つて、これらの二十五人のうち、少くとも十九人がトルコ人であると記されているのであり、このことは、彼らの大多数がトルコ人であることを示すものといえよう。なお、このうちの④トルコ人以外に屬するものの中、(IX) *Hindu Khan* が、おそらくはインド出身でヒンドゥーからムスリムに改宗した人物であると推定されることは注意すべき點であらう。⁽⁴⁾

(2) 二十五人のこれらの *mulūk* のうち、二十四人までが、*Itutmish* の奴隸 (*bandah*) である。⁽⁴⁾ 残り一人、すなわち⑤ *Itutmish* の奴隸 (*bandah*) であつたと記されていないものについても、そうでなかつたという積極的な證據となる記載はない。⁽⁶⁾ いずれにせよ、*Shamsi mulūk* としてあげられた二十五人のほとんどすべてが、もと *Itutmish* の *bandah*

出身であり、彼の宮廷において、いわゆる宮廷奴隸として仕えることによつて、その權力への道への第一歩を記し得たといふ得るのである。なお、奴隸という語には、ほとんどの場合に、ペルシア語であるところの *bandah* という語が用いられている。⁽⁷⁾

(3) ほとんどすべてが *Itutmish* の *bandah* であつたと考えられるこれら *mulik* の大多數は、*Itutmish* 自身が、買入れたものである。⁽⁸⁾ 彼がいつ、どこで、たれから、これらの奴隸を買い入れたかについては、この中のいく人かの場合には知ることができる。この事情は、簡単に、補註において記しておく。⁽⁹⁾

これらの事情から想像すると、當時は、宮廷奴隸としてのすぐれた資質を備えていた人物は、スルターンや、その側近の貴族の如き、支配の最上層に位していたものの間においても、金銭で賣り買いするのが普通で、支配従属の關係に基く讓與や贈與の對象にはならなかつたのではないかとも思われる。イスラーム國家の支配階層における物品の贈與關係は一般に著名であるだけに、最上層における奴隸の金銭による賣買關係の事實は興味がある。

(4) これら二十五人の *mulik* は、すでに述べたように、少くとも、そのうちの二十四人が *Itutmish* の奴隸 (*bandah*) であつたと推定されるのであるが、その何れもの人物が、肉體的な資質、または武力の點で、あるいは、人格的、知的な面で、きわめて優秀なものであつたと推定される。*Minhaj al-Din* は、各人の項で、ほとんど例外なしに、これらの點における彼らのすぐれた資質について數語を費すことを忘れていない。⁽¹⁰⁾ このことは、もちろん著者が *Qazi* として、*Itutmish* およびその子孫の諸スルターンや、あるいは支配上層の人々と *Balban* の宮廷において、親しく接觸し、知り合つていたという特種な立場を考慮にいれたとしても、おそらくは、事實に近いものを述べていると想像されるのである。すなわち、宮廷奴隸は、このような肉體的、知的條件において優秀な人物であり、さらに、特別な訓練を施さ

れていたと想像されるのである。⁽¹¹⁾

(5) 次に、これらのいわゆる Shamsi malik たちが、奴隷として Itutmish に買われるまでの事情はどうであろうか。こうした事情に關する Tabaqat-i-Nasiri の敘述はきわめて簡單で、多くの場合、くわしい経歴は知り得ないが、二三の人物についての記載から、奴隷になつた要因についてのいくらかの手がかりはつかめるのである。それによれば、戦斗の結果、捕虜となり、やがて、敵方のものによつて直接か、あるいはならに奴隷商人の手を経て、上層階層のものに奴隷となるのが、もつとも普通の場合であつたように考えてよいと思われぬ。⁽¹²⁾

註

- 1 Minhaj al-Din は大體におおむねこれらの malik 各人についてその敘述のはじめに、それぞれの出身について述べる。そこでは、"...bud"; "az...bud"; "az asal...bud" などの表現を用ゐる。
- 2 B. I. ʔe' Qibchaf ʔ記 ʔ (VIII) Tamr Khan の條のみ Qibchaf ʔ記 ʔ。Raverly は khifchak ʔ記 ʔ。また Steingass; The Persian-English Dictionary, 1947 (3rd. ed.) には兩者とも載せられてゐる。
- 3 この三人の ʔ (IX) Hindu Khan の場合では、"ba-asal az Mahir bud" (was, by origin, from Mahir) ʔ記 ʔ されつゝ ʔ。Raverly は Turkistan にかゝる各地あるを知らなむとして、この地を Sagar 地方の地名と考へ、ヒンドゥワー が奴隷になつてゐたものと考へ、彼を改宗 ヒンドゥワー と推測した。
- 4 前註を參照。

Hindu Khan の名から考へてもこの推定は正しいであらう。

このことは、ʔ 著者のまな點で大きな社會史的意味をもつ。なごあたり、拙稿「君主權」一七頁、P. Saran: Studies in Medieval Indian History, Delhi, 1952, pp. 228—230. など參照。また、(XVII) Tez Khan ʔ記 ʔ の一人 ʔ が、彼の場合では B. I. ʔe' "Turk-i Garji ast" ʔあるが、Raverly は Karakhi (of Karakh) ʔ記 ʔ 彼自ら考證してゐるが正しへはなほ不明のようであり、この項に入れつゝ ʔ の一人 (XIX) Arslan Khan の條では、"az abnā'i-umarā'i Khwārazmi bud" (from the sons of the Khwārazmi Amirs) ʔあり、その身分はわかるが、この記載からだけではその出身民族は、正確には、依然として不明であらう。

4 前註を參照。

5 5410 Minhaj al-Din 47 “bandah (or banda’h)-i

Sulian-i sa’id bid’ (was the bandah of the august Sultan) 5410 5411 5412 5413 5414 5415 5416 5417 5418 5419 5420 5421 5422 5423 5424 5425 5426 5427 5428 5429 5430 5431 5432 5433 5434 5435 5436 5437 5438 5439 5440 5441 5442 5443 5444 5445 5446 5447 5448 5449 5450 5451 5452 5453 5454 5455 5456 5457 5458 5459 5460 5461 5462 5463 5464 5465 5466 5467 5468 5469 5470 5471 5472 5473 5474 5475 5476 5477 5478 5479 5480 5481 5482 5483 5484 5485 5486 5487 5488 5489 5490 5491 5492 5493 5494 5495 5496 5497 5498 5499 5500

6 この二十五人中のたゞ一人の例外は (XV) Kuret Khān である。これについては拙稿「君主権」ですでにふれておいたとおり (二三頁、とくに注28参照)。彼は、六四〇H年に Shamsi Turks が時の Wazir, Muhazzab al-Din に反抗したときの指導者の一人であり、 Qibchāq Turk 出身である。前稿の註にも述べたとおり、彼が Itutmish の bandah でなかつたという積極的な證據はなく、その出身や経歴から考えれば、彼が奴隸であつたと考えても少しもおかしくはない。もちろん、これについては、決定的な決め手はない。

7 念のため記すが “bandah” とは、ペルシア語動詞 “bandidan” (to bind, to confine) の過古分詞形である (bound, fixed, fastened) などの意味があり、従つて slave, servant などの意味にも用いられるものである。ペルシア語の ‘abd は、この時代のインド史料にはふつう出てこない。本稿の基本史料た

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

8 奴隸を得る方法は、購買ばかりでなく、捕虜として得たものとか、飄渡とからゐるあるが (後註七章、参照)。この二十五人のなかの “kharidan” なる動詞を明瞭に用ひて説明されてゐる場合は (VI) Nusrat al-Din, (XV) Kuret Khān, (XVIII) Tughril Khān, (XXI) Nusrat Khān, (XXV) Balban の五人を除く二〇人全部についてである。もつて彼らが、金で買われたことばかり、Itutmish の bandah となつたことを示してゐる。

9 二十四人中、Minhaj al-Din の記載がよつて知り得るものだけをあげてみる。大體次のよつたなる。(I) Gazlak Khān. Itutmish が Qu b al-Din Albak の支配の下にいらつた。また Baran の Muqia’ によつて、Khawāsh, ‘Ali Bāstābadi (B. I.—Nāsnābād) によつて買入れ、直ちに長子の Nāsir al-Din

Tabagāt-i Nāsiri によつて、bandah が用ゐられる。Tarikh-i Mubarak Shahi によつて、bandah が多く用ゐられる。Tabagāt-i Akbari, Firīshah, Muntakhab al-Tawārīkh など Akbar 時代の史料などによつて、bandah によつて ghulam も多く出づる。Tabagāt-i Nāsiri の中に ghulam が用ゐられる数少ない例は、例えは (XV) Kuret Khān の叛亂の時、彼が Wazir の “ghulam” によつて Mihnar Jattā, (B. I.—Hatta) によつて Farrāsh (carpet-spreader—Ravery) に打たれたと云ふ記事である (B. I., p. 258; R., p. 757) など、奴隸については、本稿第七章参照。

Maḥmūd に與えたが、のち再び彼の宮廷に戻したと云ふ。(B. I., p. 232; R., p. 723) (II) Kabīr Khān の場合、
 伊・Ghāzni 朝の Amīr-i Shikār にあつた Malik Naṣīr
 al-Dīn Husain の bandah にあつたが、その死後、主人の
 息子にあつた Ilutmish の宮廷に歸つたのを彼に買つたとい
 う。(B. I., p. 233; R., p. 725) (III) Naṣīr al-Dīn の場合
 は、伊・Sulṭān Muʿizz al-Dīn Muḥammad のトビラは
 Bahār al-Dīn Tuḡhrīl の bandah にあつた Ilutmish を彼
 の部下から直接買つたといふ。(B. I., p. 236; R., p. 727) (IV)
 Saif al-Dīn の場合は、Ilutmish が Badāun に Jamāl
 al-Dīn といふ者 (cf. Raverty, p. 729, n. 5) を買つたとい
 う。(B. I., p. 237; Raverty, p. 729) (V) Saif al-Dīn とい
 うのは、Ilutmish が Ikhtiyār al-Dīn の部下だか否か
 不詳。(VI) Nuṣrāt al-Dīn は、伊・Sulṭān Muʿizz
 al-Dīn Muḥammad の bandah にあつた (B. I., p. 239; R.,
 p. 732)。薩武蘭系といふのは、その子孫 Ilutmish の
 子と見たる Sulṭān Muḥammad から買入れたのを考へらる
 る。(VIII) Tamar Khān は、Ilutmish が、*dar*
awwal) Malik Firūz の朝の Asad al-Dīn Mankalī とい
 入物から買來たといふ。Malik Firūz が Raverty が推
 解するところ、Ilutmish の Mutūk の一買にあつた
 だけ、これは宮廷貴族より買入れたこととなるわけである (B. I.,
 p. 247; R., p. 742) (IX) Hindū Khān は、Ilutmish

が Fakhr al-Dīn Safahānī (B. I.—Saghabānī) といふ者の
 子といふ (B. I., p. 248; R., p. 744) (X) Qarāghash
 Khān といふのは薩武蘭系に不明だが、“az bandagān-i
 qadīm-i Sulṭān” といふが、古參の bandah の一人と記した
 ところから察するに、Quib al-Dīn 時代に買つた者の
 一人といふ。(XII) Ikhtiyār al-Dīn といふは Amīr Alpbak
 Saṅgāī (B. I.—Nisar) といふ者の部下と云ふ。(B. I.,
 p. 252; R., p. 749)。この人物といふは、Raverty, p. 749,
 n. 4 參照。何れにせよ Amīr の一人から買つたわけである。
 (XIV) Tāj al-Dīn は Khwājāh Jamāl al-Dīn Nadtīmān
 (B. I.—Karīmān) を買つた者。(XIX) Arslān Khān は
 Ikhtiyār al-Mulk Abu Bakr Habash を買入れた。
 Habash はトルコ人といふに、彼は Arslān Khān
 とトクン (B. I.—‘Adan u Miṣr) といふトルコ人の
 子といふ。その親を來したといふ。後編三七頁 (XXIV) の所を參
 照 (B. I., p. 265; Raverty, p. 766) (XX) Kaṣhīā Khān の考
 合は、明確な年次をなす。これは、Ilutmish が彼を一人
 人といふ (az bāzārgānū) “dar pāi-Mandwar” (at the
 foot of Mandwar) に來るといふ (B. I., p. 268;
 Raverty, pp. 777—779) T. N., [iḥabagat XXI] の中
 Ilutmish の頭を Mandwar (Raverty—Mandawar) の
 城塞攻撃は六二四年のものと記せらる。(B. I., p. 172;
 R., p. 611) これは、後編第十中世章に記した西暦五

と際じて買入られたものもある。(XXII) Saif al-Din と
 らうは、當時 Ajam, Irāq, Khwārazm, Ghaznīn など
 の地域に活躍していた大商人 (B. I.—Malik al-Tujjar とあるが
 事實はこれらの地域を移動していた大商人である) であつた
 と思われる Khwājah Shams al-Din 'Ajami なるものが、
 首都デリーに連れてきた時に、彼から買ひたつた記されてゐる
 (B. I., pp. 275—276; R., pp. 789—90.) (XXIV) Kashi
 Khān は Balban の従弟に属する Ilutmish を彼を買ひ
 たのはヒンディーランドに使用した Ikhityar al-Mulk
 Rashīd al-Din Abu Bakr Habash (有名なものの註 (XIX)
 Arslān Khān の項で述べたアムルイブ人) に他ならぬ (B.
 I., p. 279; Raverty, p. 797) の遺使が Raverty の云々
 の T, N., [Ishāqat XXI] の中の Ilutmish の項に於て
 大正六年の Khalifa の宮廷でのキローの遺使到来 (cf.
 B. I., p. 174; Raverty, p. 616) の離脱について述べられ、驚然
 せられた者の答禮と考へられるから Kashih Khān の購入は
 今よりも後の一、二年の間のことであると考へてよい。(XXV)
 Balban のころには、おとめをならせたり、彼をデリーに
 へたじろび Ilutmish の宮廷に居させたのは Khwājah
 Jamāl al-Din Basri であつたものと (B. I., p. 281; Raverty,
 pp. 800—801) 。

が、このような購買の事情から見て Ilutmish は、これら
 の奴隷を、デリーに於て、貴族あるいは商人の手から、直
 接、買ひ入れてゐる場合が多いことがわかるのである。なお、
 特定の人物の場合には、購入の價格についての記載もみえ
 るが、これらは省略する。

10
 これらの敘述を、一々ここにあげれば足りぬから、次に
 二の例をあげることにする。

(II) Kabir Khān: “ū Turk-i dānā u 'aḡlī (B. I.—'āfī) u
 Kārdān būd, u dar jalādat u mubārāzat bi nazī-i asr-i
 khud būd” (B. I., p. 233); “was a Turk, wise, prudent,
 and experienced, and in agility and martial accomplish-
 ments, was the incomparable of his time.” (Raverty,
 p. 725). (XIV) Tāj al-Dīn: “...mardī b'īd dar ḡhāyat-i
 jalādat u mardāngī u shāhāmat u māhābat u mubārāzat
 u shujā'at, dar hamah auṣāf ba-ḡhāyat rasīdah, u dar
 nahāyat salaḥ u pākdamāni u hīch munḡkari rā bar-ū
 guddhar na-būd. (B. I., p. 256); “...he was a man of
 activity, manliness, bravery, reverence, marshal and
 valour, and reached the extremity in every quality,
 and, of rectitude and continence, and no wickedness
 ever happened to come near him.”

11
 今度は、この Ashraf, pp. 150—151, 189—190. また
 Lane-Poole も次のようにいふ「すべれた支配者の息子がたま

たまできることであるときに、眞の指導者の奴隷たがしはしほその主人と同じ才能をもちつたならしむることを證明する。……奴隷は、「生き残した最適者」である」云 (Lane-Poole, S., *Mediaeval India under Mohammedan Rule* (A. D. 712—1764), Calcutta ed, 1951 (1st ed. 1903), Vol. I, p. 44)。なほ、これらトルコ人宮廷奴隷のちねれた資質と社會的地位についての一般的敘述については、最近の著者のうち、Levy, Reuben; *The Social Structure of Islam* (being the second edition of "The Sociology of Islam", 2 vols, 1931, 1933), Cambridge, 1957, pp. 74—75. 参照。Sāmān 朝時代のトルコ人 ghulām たがしはかたに訓練されたは、當時の Nizām al-Mulk "Siyāsat-nāmah" に、數年間になたる方式が述べられてゐる。また、*The Encyclopaedia of Islam*, New edition, Leiden-London, Vol. I, Fasc. I, 1954. の 'abd (pp. 24—40) の項をへて、pp. 33—34 参照。12 例として (XIX) Arslān Khān の場合は、前述したやうに (註

6 参照) シリア (Shām) の ミスリト (Misr) 軍方の Khw-ārazmī Amir の子であつたが、捕虜となら、Ikhtiyār al-Mulk Abu Bakr に賣られたと云ふ (B. I., p. 265; R., p. 766)。また (XXII) Saif al-Dīn の場合は、部族間の戦争の結果、捕虜として連れ去られ、奴隷として賣られたと云ふ (B. I., p. 275; R., p. 789)。 (XXIII) Sher Khān 云 (XXIV) Kāshī Khān 云 (XXV) Balban の捕虜となら、Balban の父云 Sher Khān の父云は、母父母なる尺牘を、その父は一萬匹をめて、Khān (ba dah hazar Khānah rā khān) と云ふ、トルコ人キスターンのトルコ人の中では著名な Ibarī (or Albarī) 族に屬してゐた。(B. I., p. 281; R., p. 800) また Kāshī Khān 云 Balban の捕虜なる、彼は母族のトルコキスターンになけるトルコ人軍士の職に就いて、敵方に捕えられ、商人に賣られたと云ふ (B. I., p. 278, p. 281; R., p. 796, p. 800)

四 Itutmish とその直系子孫の宮廷における彼らの經歷について

二十五人の Shamsī mulūk について Tabagāt-i Nāṣiri の記載は、Itutmish 死後、Nāṣir al-Dīn Maḥmūd Shāh の第十五年に至るまでの間に、彼らが、どのような自職をいかに、どのような昇進の道を辿りたかについて、概要を

れわれに知らせてくれる。そこで、まず、中央における彼らの職歴を、各人について、その官職の経歴に従つて、列挙することからはじめてみよう。なお、 \wedge 内のスルターンの名は、そのスルターンの治世を示す。

- I Gazlak Khān⁽²⁾: (1) Chāshnigir, (2) Amir-i ākhur.
- II Kabir Khān⁽³⁾: (dar har martabah sultān rā khidmat kard.)
- III Nasir al-Din⁽⁴⁾: (1) Sar-i jāndār.
- IV Saif al-Din⁽⁵⁾: (1) Sar-i jāndār.
- V Saif al-Din⁽⁶⁾: (1) Amir-i majlis, (2) ū rā buzurg gardānid.)
- VI Nuṣrat al-Din⁽⁷⁾: (1) Shāhnagī-i wilāyati Gāliyūr.)
- VII Tughan Khān⁽⁸⁾: (1) Sāqī-i khās, (2) Sar-i dawātdār, (3) Chāshnigir, (4) Amir-i ākhur.
- VIII Tamar Khān⁽⁹⁾: (1) Nā'ib-i Amir-i ākhur, (2) Amir-i ākhur.
- IX Hindu Khān⁽¹⁰⁾: (1) Yūzbān, (2) mash'alahdār, (3) Tashtdār, (4) Khizānahdar: Tashtdār
- X Qarāqash Khān⁽¹¹⁾: (1) Saqī-i khās (2) Shāhnah-i khālisāt-i Tabarhindah
(3) <Mas'ūd Shah> Amir-i hājib.
- XI Altūniyah⁽¹²⁾: (1) Sharābdār, (2) Sar-i chatardār.
- XII Ikhittiyār al-Din⁽¹³⁾: (1) Sar-i jāndār. (2) <Raziyah> Amir-i hājib.
(3) <Bahram Shah> Nā'ib (?)

- XIII Badr al-Din⁽¹⁴⁹⁾: (1) Tashtdar, (2) Bahlahdār, (3) Shahna-i zarrād-Khānah-i Badāun.
 (4) Nā'ib-i amir-i ākhur, (5) Amir-i ākhur, (6) <Bahram Shāh> Amir-i ḥājib
- XIV Taj al-Din: (1) Jāmahdār, (2) Shahna'h-i ākhur
- XV Kuret Khān⁽¹⁴⁹⁾: (1) Shahna'h-i bahr u kishthā, (2) <Mas'ūd Shāh> Shahna'h-i pil,
 (3) Sar-i jāndār.
- XVI Bat Khān⁽¹⁴⁹⁾: (1) Sar-i jāmahdār, (2) <Mas'ūd Shāh> Sar-i jāndār,
 (3) <Maḥmūd Shāh> Wakil-i dar
- XVII Tez Khān⁽¹⁴⁹⁾: (1) <Bahram Shāh> Amir-i ākhur, (2) <Maḥmūd Shāh> Nā'ib-i amir-i ḥājib
 (647 H.); (3) Wakil-i dar (654 H.)
- XVIII Tuḡhril Khān: (1) Nā'ib-i chāshnigir, (2) <Firūz Shāh> Amir-i majlis,
 (3) Shahnagi-i pilān, (4) <Raziyah> Amir-i ākhur
- XIX Arslan Khān⁽¹⁴⁹⁾: (1) Jāmahdār, (2) <Raziyah> Chāshnigir,
 (3) <Maḥmūd Shāh> Wakil-i dar
- XX Kashlū Khān⁽¹⁴⁹⁾: (1) Sāqī, (2) Sharābdār
- XXI Nušrat Khān⁽¹⁴⁹⁾: (dar 'ahd-i har yak az salātin dar har martabah khidmāt gazidah kardah būd.)
- XXII Saif al-Din⁽¹⁴⁹⁾: (1) <Raziyah> Shāhm al-Ḥasham, (2) <Bahram Shāh> Amir-i dād-i Karah,
 (3) <Mas'ūd Shāh> Amir-i dād-i ḥazrat-i a'alā-i Dihli

XXIII Sher Khān : (dar har martabah)

XXIV Kashī Khān⁽²²⁾ : (1) (Khidmat mi-kard dargāh-i khāsh rā), (2) <Rāziyah> Sar-i jāndār,

(3) <Mas'ūd Shāh> Amīr-i ākhur, (4) <Mahmūd Shāh> Amīr-i hājib,

(5) Amīr-i hājib (2nd time)

XXV Balban : (1) Khāshdar, (2) <Rāziyah> Khāshdar, (3) Amīr-i shikār,

(4) <Bahram Shāh> Amīr-i ākhur, (5) <Mas'ūd Shāh> Amīr-i hājib.

以上にその要約をあげた二十五人の官職についての Minhaj al-Din の記載は、具體的な官職の名を列擧することにおいては、きわめて不完全なものと推測される。例えは、(II) Kabir Khān あるいは (XXI) Nusrat Khān の場合に見られるように、いくつかの shughl にしたがってたことが明らかであるにもかかわらず、それらの職名はほとんど省略されている。すなわち、この二十五人の職歴を總體的に見れば、それは Minhaj al-Din が、これらの人々との接觸を通して自らの筆と記憶に任せて記したことがうかがわれるのであつて、その點、史料としてまことに不完全な事情しか辿り得ないことは、本稿の視點から見ればきわめて残念なことである。しかもなお、デリー諸王朝時代の諸文献の記載内容一般と比べてみるときは、Minhaj al-Din の記録は、この問題に關しての、最も重要な史料たることはいうまでもない。従つて、私は、これらの断片的な記載を整理することによつて、二十五人を中心とする當時の muluk の、スルターンの官廷における経歴の概要を見きわめ、いわゆる奴隸貴族の成立の過程を少しでも明らかにしたいと思ふわけである。

ところで、「奴隸王朝」の中央、地方における官職については、その統治機構全般の研究とともに、これまで、具體的に

は十分に明らかたされていらない。諸先學の研究も、つぎの Khilj 朝以下のテリー四王朝の統治組織もふくめてとり扱つてゐる場合が多く、従つて、これらの機構の歴史的發展や變貌の過程、さらた、それらの官職相互の關係や、その具體的内容となると、よくわからない場合がなお多い。従つて官制や統治機構についての考察は後日に譲るとして、ここでは以上の mulūk の經歷についての概要から、本稿に關連する問題點を引出すところとせらる。^(註)

まず、以上に述べてきた職名はこれを整理してみると、大體次の如くである。

(1) スルターンの側近として、その身邊の生活に關係ある職。

Sāqi-i Khāṣ (personal cup-bearer); Yūzbān (keeper of the hunting leopard); Mash'alāhdār (torch-bearer); Tashtdār (ewer-bearer); Sharābdār (liquor-keeper); Khāshāhdār (personal attendant); Bahlāhdār (bearer of the privy-purse); Jāmahdār (keeper of the wardrobe)

(2) スルターンの側近あるいは宮廷内の職で、ヤレ上位であると思われらる。

Sar-i dawātdār (chief of the keepers of private writing-case); Sar-i jāmahdār (chief of jāmahdār's); Sar-i chatardār (chief of the canopy-bearer); Chāshnigir (comptroller of the royal kitchen); Khizānahdār (treasurer);

(3) 宮廷および中央における中、下級幹部職である。

Sar-i jāndār (chief of jandār's, i. e. guards); Shāhnaḥ-i bahr u kishrīhā (superintendent of rivers and boats); Shāhnaḥ-i pil (superintendent of the stable); Shāhnaḥ-i ākhur (superintendent of the stable); Shāh al-ḥasham (marshal of the retinue)

(4) 中央政府における要職 (Amir の地位をさすもの)

Amir-i-shikār (amir of hunt); Amir-i-majlis (amir of the council); Amir-i-ākḥur (amir of the stable); Amir-i-dād (amir of justice); Amir-i-ḥājib (lord of chamberain); Wakil-i-dar (representative in darbār)

以上は、私自身の考察による區分であり、なお研究を要するものもあることはもちろんである。しかし、一應、このように二十五人の経歴にみえる官職を段階的に並べてみて、もう一度、前にあげた各人の経歴の概略と比較してみると、これらの *mulūk* の大多數が、奴隸として *Ilutmiş* の下におかれて、まずスルターンの身邊の生活に關する職、あるいはその側近としての宮廷内の職に任じられ、やがてヤレ上位の職に進み、のち、次第に昇進して、その多くのものが、サルタンに中央における要職につくに至つたことを知ることができるのである。すなわち、二十五人の中、私が上に (4) 中央政府における要職、として分類したものは、すなわち Amir-i-shikār, Amir-i-majlis, Amir-i-ākḥur, Amir-i-dād, Amir-i-ḥājib などの Wakil-i-dar になつたもの (I) Gazlak Khān, (V) Saif al-Din, (VII) Tughān Khān, (VIII) Tamir Khān, (X) Qarāgash Khān, (XII) Ikhityār al-Din, (XIII) Badr al-Din, (XVI) Bat Khān, (XVII) Tez Khān, (XVIII) Tughril Khān, (XIX) Arslān Khān, (XXII) Saif al-Din, (XXIV) Kashi Khān, (XXV) Balban の十四人のほり、その他 Khān の稱號をもつものは、上の十四人を除く (II) Kabir Khān, (IX) Hindū Khān, (XV) Kuret Khān, (XX) Kashi Khān, (XXI) Nuḡrat Khān, (XXIII) Sher Khān の六人をあむ得る。しかも、これらの合計二十人の中、私が、(1) スルターンの側近としてその身邊の生活に關係ある職、としてあげたものを就つてたと記載されてゐるもの (VII), (IX), (X), (XI), (XIII), (XIX), (XX), (XXV) は、他の記載の文章から

ら明らかにそのように推測されるものに、(II)、(XXI)、(XXIV) が数えられる。すなわち、前記二十名の過半数が、これに當てはまるといえるのである。

これを要するに、そのほとんど全部が *Itutmish* の奴隸 (*bandah*) として、その宮廷に買入れられた二十五人のうちの *mulik* は、その多くが、スルタンの身邊における日常生活に附随する職務につき、次第に昇進して、宮廷内における下、中級幹部職につき、さらにその過半数がサルタナット中央の要職にまで進んだことが、ほぼ推測できるのである。

次に注目される點は、これらの *mulik* が宮廷、あるいは中央政府内の要職に昇任されていた過程は、奴隸として彼らを買入れ入れた當初のスルタンである *Itutmish* の治世において實現したのではなく、その死後にあいつづいて登位した、彼の直系子孫たるスルタンたちの治世にまたがついて、ということである。このことは、歴史的にはきわめて重要なことであるといえよう。すなわち、奴隸としてのもの主人である *Itutmish* の下に、その政治的昇進の機會を端緒的につかんだものが、その直系血縁の子孫があいついで登位していくサルタナット中央の政治構造の中で、次第に權力の主体となり、主要な役割を演じていったということに他ならない。私が、すでにさきの小稿において、「スルター位の繼承は、かくて、シャムスッディーン (すなわち *Itutmish*) の死の直後の、シャムシー君主権の一應の強化による世襲權の事實上の成立という尾をひき乍ら、實際は『チェハルガーニー』奴隸貴族の勢力關係の表現となつた」とい²⁴⁾、あるいは、「事實上の血縁世襲の傾向も、實は、その基底に、こうした貴族間の一種の勢力均衡があつた」と述べた²⁵⁾のも、以上に論じてきたような *Itutmish* の君主権の直下に成長していったこれらの *mulik* が、つらくスルタンの下における要職を占めていたという状況においてのことである。さらにいへば、*Itutmish* 以後 *Balban* 登位に至る「奴隸王朝」前期の政治は、*Itutmish* が自ら買入れた、いわば手飼いの奴隸によつて、その中央の統治面の重要な面をにぎられていたと

いうことにもなるのである。このことは、次章に述べるように、これら二十五人の *mulūk* が、*Itutmish* 以後、その直系血縁の歴代スルターンの治世において、*Iqtā'* の授與を通じて、サルタナット地方統治に、いかに重要な役割を演じていたかをみれば、一層明らかとなるであらう。

なお、このにあげた問題において、重要と思われる一、二の點にふれておきたい。その第一は、*Itutmish* として *Itutmish* を買われて、その官廷に入つたこれらの人々が、彼の在位中、あるいはその死後、*Itutmish* としての身分を解放されたかどうかという點である。第二の點は、これらの *Itutmish* の權力の直下に成長したのちの *mulūk* が、「*Itutmish* 前期の政治に重要な役割を果たしている」とすれば、その歴史的な地位と役割は、インドにおける最初のムスリム王朝による支配の成立という歴史的過程と關係してどのように考えられるべきかということである。これらの問題點については、むすびの章においてふれることを、ここにあらかじめ記しておきたい。

註

1 以下に列擧する官職について、*Minhāj al-Dīn* は、*shughl* (office, occupation) などの意味がある) といふ語を用いてゐるが、また、*“martabah”, “khidmat”* (service, office, employment) などの語を用ひつゝる場合も多し。*“khidmat”* は、*“khidmat kardan”* (to serve); *“khidmat-i pasandidah āwardan”* (to perform good service) などの形でも用ゐられる。なお、このような *shughl* のほかに *khitāb* (title) がある。 *khān, malik, amir* などの序列を示す一般的な稱號であるが、*khitāb* は具體的に

は、*Uluġh Khān, Nizām al-Mulūk, Khwājah-i Jahān* などの如きものである。また、これらの貴族たちが *スルターン* から種々の下賜品をうけたりする場合もあるが、やはりそれぞれ *shughl* や *khitāb* に應じて差があるといふ。一般的には、*Ashraf*, pp. 173—174 参照。なお前の三〇頁、註を参照。以下、この章で列擧するのは、だいたひ *shughl* としてである。たゞ、官廷奴隸の種々の職が、はたして *shughl* として、他の官廷、中央の官職と同一に扱えなうことはどうもいふまい。

2 彼は *Chāshnigir* をしはらへつゝといふ、ひかひんか *Amir-i*

「*Itutmish* 前期の「*Itutmish* 貴族」について 荒

- 48
- 4 ākḥur になつたのである (B. I., p. 232; R., p. 723)
- 5 “served him (Itutmish) in every degree of employment” (p. 233; R., p. 725) となつた彼は、その職にこゝろをこめて推定される。
- 6 “asal kīh ba-khidmat-i suljān makhsūs shud...” すなわち、彼は、Itutmish に仕えはじめたとき、最初、Sar-i jāndār になつたと推定される。(p. 236; p. 728) 彼は、それ以外のものは、Lūhār (Lahore) の iq‘ā‘ を得つてゐるから、Suljān Mu‘jamad Ghūrī の貴族の奴隷とつて、特に注目されてゐた人物であつたと考えられる。
- 7 彼の場合、最初、Sar-i jāndār になつた。こゝに興味があるのは、Minhāj al-Dīn が “u dar ān shughl ū ra dakhīl farmūdah az wujuh ma‘ādrāh sih lakh chītal (jītal)...” (B. I., p. 237) といふ、Sar-i jāndār の shughl に對して、三〇〇〇 jītal の金額がいらつたことが判る。これは、彼は、これを拒んだので、ヌルターンは感動して、Nānūl を彼に iq‘ā‘ として與へたとらう (B. I., p. 237; R., pp. 729—730)。この敘述から推定すると、これらの shughl に對しては、それぞれ、一定額の報酬があつたことである。
- 8 Amīr-i majlis の後述するやうに (四五頁) かなり高い地位であつたと考えられる。彼の場合、T. N. は “awwal Amīr-i majlis farmūd” といふ、ちなひは、こゝに、この
- 9 職を得たと考えられる。これは、(V) Saif al-Dīn が、ついでに、つづけた人物であつたことと、そのことを考えられる。
- 10 この場合の Shāhnagī (superintendent) は、一般に官廷内の職名に用ゐられる場合、たとへば shāhnāh-i pīl, shāhnāh-i ākḥur など、は、應變なるものであらう。彼は、Gwalior Fort を一任されたので、同時に、Bhānāh, Suljānkot の iq‘ā‘ を受けてゐる (B. I., p. 239; R., p. 732)。
- 11 Sāqī-i Khās になつたのは、奴隷として買われた直後のことである。Amīr-i ākḥur になつたのは、六三〇〇年その前である。(B. I., p. 242; R., p. 736)
- 12 Nāīb-i amīr-i ākḥur になつたのは、(VII) Tughān Khān が、Amīr-i ākḥur の時代である、後者、Badāun の iq‘ā‘ を得たとき、(VIII) Tamr Khān は、Amīr-i ākḥur になつた。(VII) の Badāun 受領は、六三〇〇年である (B. I., p. 242; R., p. 736) (VIII) が、Amīr-i ākḥur になつたのも、同年であることが判る (cf. B. I., p. 247; R., p. 743)
- 13 Yūzbān になつたのは、Itutmish、最初の時である。彼が (3) Tashrdār になつたとき、彼は、Itutmish は、登位つてゐるが、Qu b al-Dīn の支配時代では、(B. I., p. 249; R., p. 745) だが、彼は、Itutmish 登位後、Khizānhdār になつたのである、Itutmish は、死ななかつ、Tashrdār の職を行つてゐたことらう (B. I., p. 249; R., p. 745) のこと、奴隷の服屬の倫理的性格の一端を示してゐるものと見なす。

- 11 Saqī-i khāṣ となつたのは、やはり仕えはじめの最初のことである。彼が 'Alā al-Dīn Mas'ūd Shāh の時に Amir-i jāhib となつたのは、各地の iqṭā' を継いでのことである。(B. I, p. 250; R, pp. 746—747)
- 12 Sharabdār になつたのは、クニマーンに買われた直後である。なほ B. I. 中 Sar-i ābdār と同じなる誤記がある。(B. I, p. 251; R, p. 748) なほ、彼が Rasūl Raziyah の頭になつたことである。
- 13 Amir-i jāhib となつたのは、當時 iqṭā' の中で第一級となつたと思われる Badaun を得たものことである。もつて Amir-i jāhib の重要性を知り得る (cf. B. I, p. 252; R, p. 750)。なほ彼が Rasūl Raziyah (B. I.), p. 66—69; T. A. (De), pp. 76—78 によつて。
- 14 Tashdār になつたのはやはり買われた直後である。彼が Sulān Raziyah 治世に於て Badaun を得たこと。Bahram Shāh 時代に Rasūl Raziyah (B. I.), p. 69; (De), p. 78 によつて。
- 15 彼は 'Sar-i jāndār となつたのは (bād az) 'Badaun の iqṭā' を得たこと。たゞ B. I. によつては Baran となつてゐるが誤か。何れにせよ 'Sar-i jāndār がかなり高い職位であつたことはこれによつても想像される (後述四四頁参照) (B. I, p. 258; R, p. 757)
- 16 彼が 'Sar-i jāmadār となつたのは、買われた當初のことである
- 17 差があつたことが想像されよう。
- 18 Wakti-i dar となつたのは六五四H年のことであり、彼は '同様に Badaun の iqṭā' を得たこと (p. 260; p. 759)
- 19 Jāmadār (B. I.—Khāmadār) になつたのは、買われた直後のこと。Wakti-i dar になる數年前に、彼はすでに、重要な Bihānah の muqta' となつたこと (p. 265—6; p. 767)
- 20 Sāqi となつたのは、奴隸として買われた當初であり、買われた年は前註〇の如く、六二四H年なることがわかる。
- 21 "...he had, in the reign of every one of the Sulṭāns [his descendants] served in offices of every degree" (B. I, p. 273; R, p. 787)
- 22 彼は二十五人の中でも例外的で、つねに司法面の職についてきた。奴隸出身者にも當時かゝる人物がいたことは興味ある事實である。彼が 'Alā al-Dīn Mas'ūd Shāh 即位の六四〇H年、Amir-i dād となつたこと、"iqṭā'-i umarā'-i dād u masnad badū rasīd" である。(B. I, p. 276; cf. R, p. 790) つまりこの宗教職に對して附せられた iqṭā' があつたとも考えられる。
- 23 彼は、買われたこと、"dargāh-i khāṣ" すなわちスルターンの宮廷内で奉仕したこと、Sulṭān Raziyah の治世になつて

Nāib-i-sar-i-jandar (B. I.—jandar) になしたところ (B. I., p. 279; R. p. 798)。従つてこの職につきは、側近のいくつかの職を経てきたと推定される。

これらの官職については、これまで、詳細な研究はなく、大體サルタナット全時代を通じての概観が多い。Qureshi, I. E.: "The Administration of the Sultanate of Delhi", Lahore, 1942. 参照。Srivastava A. I., *The Sultanate of Delhi, Agra, 1953.* (以下 *Srivastava* と略記) には、各王朝史の概説のもとにその時代の統治制度につき、應答とあつてゐるが、「奴隸王朝」については (pp. 134—149)、「概観的な説明にすぎず、疑わしいところもある。この點では、Wizarat についての「サルタナットからムガル帝國アクトール時代に至るまで、時代を通じてその變貌過程を説いた Tripathi の考察」(Tripathi, R. P., *Some Aspects of Muslim Administration, Allahabad, 1936, 2nd. ed. 1956, Part II, Chap. I—Chap. VI, pp. 161—238.* 奴隸王朝については pp. 175—180 以下) の書は、Tripathi と略記する) は、簡單なものであるが、問題點の指摘はすぐれている。これによつて、「奴隸王朝」前期の中央政府の統治機構がきわめて不完全で整備分化されていゝなかつた事情が大體つかめよう。Ashraf; pp. 146—

195 は、ムガル初期をもふくむものであるが、ムルターンとその宮廷内部についての敘述は興味ある點を含む。しかし、各時代の史料からところどころを抜き出しているに過ぎないので、その歴史的變貌や、構造上の諸問題にはほとんどふられていれない。

なか、他は Banerjee, Anil Chandra: "Some Important Officers of the Sultans of Delhi", *Indian Culture, Vol. V, No. 1, July, 1938, pp. 73—89* なる。この論文は、おもに Tabaqāt-i-Nāsirī にあらわれる官職名を、主として Raverty の解釋をまづいて説明し、これに Elliot-Dowson Vol. III. Barani の翻譯に現われる名稱などを添えたもので、分析として獨自なものはなく、また歴史的な統治機構の變貌はほとんどうかがえないが、サルタナット初期のものとしては、便利なものである。

私自身は、本稿の限りにおいては、以上の諸考察を参考として、あくまで Tabaqāt-i-Nāsirī の記載そのものを基礎として、とくに Raverty の解釋と英譯職名をそのまゝ参考したことを明らかにしておきたい。

24 拙稿「繼承」二九一頁。

25 拙稿「繼承」二九八頁。

五 地方統治とくに iqtā' に關する經歷について

デリー・サルタナットにおける地方統治、とくにその主要な問題點の一つである iqtā' のシステム⁽¹⁾については、これまで詳細な研究はほとんどない。しかし、デリーを都として北インドを中心に、いわば外國人支配の初めてのムスリム王朝をうちたてた「奴隸王朝」においては、整つた地方統治の制度がまだ十分に行われなかつたことは想像されるところであり、従つて、地方の要地を臣下に割り當てるという iqtā' の制度が、まだ不備であつた地方統治機構の主要なものとして、その最も重要な役割を果したのも理由のあることといへよう。

Minhaj al-Din 及び Tabaqāt-i Nasiri の敘述にまたつて iqtā' 授與のことがらに諸所でみられているが、本稿でとりあげた二十五人の mulūk についての記録の中でも、それぞれの malik について iqtā' についてのことごちを記している。もちろん、彼が記すところには iqtā' 授與に關する彼らの經歷のすべてを含むものではない。しかし、その記載を整理することによりこれらの mulūk が、サルタナット支配の地方統治の面において果してきた役割の概略をうかがうことはできる。従つて、以下、iqtā' 受領の點から、二十五人の人物の地方統治における經歷を調べてみよう。まず、その授與された順序に、各人について iqtā' を列擧する。

I Gazlak Khan : (1) Wanjūt⁽²⁾ (of Multān), (2) Kuhram, (3) Tabarhindah⁽³⁾ (mahirūsah),

(4) Uchchah⁽⁴⁾

II Kabir Khan : (1) Multān⁽⁵⁾, (2) Lūhūr

III Nasir al-Din : (1) Lūhūr⁽⁶⁾, (2) Siwalik⁽⁷⁾; Ajmir : Lawah : Kasili : Sanhar-i namak

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

IV Saif al-Din : (1) Nārnuḷ, (2) Uchchah⁽⁹⁾

V Saif al-Din : (1) Sursuti⁽¹⁰⁾, (2) Bihār, (3) Lakhnawati⁽¹¹⁾

VI Nuṣrat al-Din : (1) Jind: Barwālāh: Hānsi⁽¹²⁾, (2) Bhīānah : Sulṭānkot : Gwāliyūr⁽¹³⁾,

(3) <Raziyah> Awadh⁽¹¹⁾

VII Tuḡhān Khān : (1) Badāun⁽¹⁵⁾ (2) Bihār, (3) Lakhnawati⁽¹⁶⁾, (4) <after Ilututmiṣh>

Lakhnawati—Lakhnūr⁽¹⁷⁾, (5) <Mā'sūd Shāh> (Karah-Mānikpūr)⁽¹⁸⁾,

(6) Awadh⁽¹⁹⁾ <Mahmūd Shāh>

VIII Tamar Khān : (1) <Raziyah> Kannauj, (2) Karāh, (3) Awadh,

(4) <Mā'sūd Shāh> (Lakhnawati)⁽²⁰⁾

IX Hindū Khān : (1) <Raziyah> Uchchah, (2) <Bahram Shāh> Jalandar⁽²¹⁾

X Qarāqash Khān : (1) Barīhūn : Darangawān (2) Tabarhindah <khāliṣah>⁽²²⁾, (3) Multān,

(4) <Raziyah> Lūhūr, (5) Bhīānah (6) <Mā'sūd Shāh> Bhīānah⁽²³⁾,

(7) Karah <Mahmūd Shāh>

XI Altuniyah : (1) <Raziyah> Baran, (2) Tabarhindah⁽²⁴⁾ <Bahram Shāh>

XII Ikhtiyār al-Din : (1) Mansūrpūr, (2) Kūjah: Nandanah, (3) <Raziyah> Badān

XIII Badr al-Din : (1) <Raziyah> Badāun, <Bahram Shāh>⁽²⁵⁾

XIV Taj al-Din : (1) <Raziyah> Baran, (2) Sursuti <Bahram Shāh>,

- (3) <Mas'ūd Shāh> Badāun
- XXV Kuret Khān : (1) <Mas'ūd Shāh> Badāun⁽²⁸⁹⁾, (2) Awadh
- XVI Bat Khān : (1) <Mas'ūd Shāh> Kuhram : Samānah, (2) Baran⁽²⁹⁰⁾ <Maḥmūd Shāh>
- XVII Tez Khān : (1) <Maḥmūd Shāh> Janjānah⁽²⁹³⁾, (2) Kasmandi : Mandiyānah, (3) Baran,
(4) Badāun, (5) Awadh⁽²⁹⁹⁾
- XVIII Tuḡhril Khān : (1) <Mas'ūd Shāh> Tabarhindah⁽³⁰⁰⁾, (2) <Maḥmūd Shāh> Lūhūr,
(3) Kannauj, (4) Awadh, (5) Lakhnawati⁽³¹¹⁾
- XIX Arslān Khān : (1) <Raziyah> Balāram⁽³⁸²⁾, (2) <Maḥmūd Shāh> Bhiānah⁽³⁸⁵⁾,
(3) Tabarhindah <maḥrūsah>, (4) Awadh, (5) Karah⁽³⁸⁶⁾
- XX Kashlū Khān : (1) Barhamūn, (2) Baran, (3) <Mas'ūd Shāh> Nāgūr, (4) Multān,
(5) <Maḥmūd Shāh> Uchchah : Multān : (Nāgūr : Siwālik)⁽³⁸⁵⁾, (6) Uchchah : Multān,
(7) Badāun, (8) Uchchah : Multān
- XXI Nuṣrat Khān : (1) <Mas'ūd Shāh> Kul⁽³⁸⁷⁾, (2) (iqṭā'at-i digar yaft)⁽³⁸⁷⁾,
(3) <Maḥmūd Shāh> Bhiānah (4) Tabarhindah <maḥrūsah> : Sunām : Jhajhar : Lakhwaj⁽³⁸⁸⁾
- XXII Saif al-Dīn : (1) (u har nāḥiyat u iqtā'ī wilāyat kih ba-tasurraf-i ū muwaufaz būdah ast...)⁽³⁸⁹⁾
(2) <Mas'ūd Shāh> (iqṭā'ī Amīr-i dād...rasīd)⁽⁴⁰⁾ (3) <Maḥmūd Shād> Palwal : Kamah⁽⁴¹⁾,
(4) Baran, (5) Kasrak⁽⁴²⁾, (6) Baran⁽⁴³⁾

XXIII. Sher Khan : (1) <Mas'ud Shah> Tabarhindah⁽⁴⁴⁾ : (Lāhūr)?, (2) (Multān)⁽⁴⁵⁾, (4) (Uchchah);

(5) Tabarhindah⁽⁴⁶⁾, (6) Kul : Bhānāh : Balāram : Jalisar : (Baltarah)? : Mahir : Mahāwan
(Gwāliyah)⁽⁴⁷⁾

XXIV Kashir Khan : (1) <Mahmūd Shah> Nāgur, (2) (Karah)⁽⁴⁸⁾, (3) Mirat : Bandiyārān);

(Rurki) : (Miyapur)⁽⁴⁹⁾

XXV (1) <Mahmūd Shah> Riwari, (2) Hānsi

以上、二十五人の mulūk が Itutmish の時代から、その直系子孫の スルターンの 治世に至るまでに保持してきた iqta' で、Minhaj al-Dīn の記載から知りうるもののみを整理してみたわけである。ところで、十三世紀前半、すなわち「奴隸王朝」前期ともいふべき時代に、如何なる地域が、サルタナットの 存立に大きな意味をもつていたかは、もちろん當時の歴史的状況から考える必要があらう。北インドにおける ムスリム王朝の 支配の全時期を通じて、西北邊境は、つねに重要な役割を演じていたのであり、この點 Lūhūr, Multan, Uchchah などの地は、戦略的にみて第一の要衝であつた。また デリー を都として インド 支配の基礎をうち立てたばかりの初期 サルタナット としては、北インドにおける穀倉地帯ともいふべき、いわゆる Duāb (Doab) の地方から ガンガー 中流域に至る地方一帯は、その經濟的存立の基礎であり、同時に、首都 デリー の近傍は、治安の上からも、充分に把握している必要があつたことはいふまでもない。 Riwari, Hānsi, Baran, Badāun, Sāmāna などの地區から、 Karah (-Mānikpur), Kannauj 及び Awadh (Oudh) に至る地區は、この意味で最要の地であり、事實、その周邊では、なお ヒンドゥー の小首長が事實上の政治的、經濟的實力を握つていたのである。

また、遠く Lakhnawati (Bengal) の地は、すでにその一部に Khilji Turk が勢力を植えていたが、つねに中央にそむいて獨立の旗をかかげるに格好の地であつた。また Nagūr, Ajmir, Gwalior (Gwalior) の地がラーシプート諸勢力の制壓に重要であつたことはいふまでもない。こうしてみれば、上述の二十五人の *mulūk* の *muqta'* としての地方統治における役割は、實は、サルタナット成立期においては、その存立にかゝる重要なものであつたということが自らわかるであらう。Minhal al-Din のサルタナット初期に關する記載全般から知り得る當時の *iqta'* に關する地名が、以上の二十五人の保持した地域をほとんど出ないのは、まさにこのことを裏づけるものに他ならない。

これを要するに、この二十五人の *mulūk* は、當時のサルタナット支配下における地方統治の重要な役割を擔當してきた中核的人物であつたと考えてさしつかえないであらう。

註

- 1 *iqta'* (あるいは *aqta'*) は、アヒンラマニ語の *qai'* の *v. n. 4* であり、そのもの意味は、(to cut off) などあらはらうところであるが、*iqta'* は (assigning land to a subject 土地を臣下に割り當てる) あるいは轉じて (a tract of land thus assigned 割りあつた土地) の意味をもつ。その割りあつられた客體、すなわち、*iqta'* の受領者を *muqta'* (あるいは *muqti'*) とらう。しかし、あたかも時に應じてふれるように、Tabaqāt-i Akbari 或 Firishtah の如き史料では、*wali, hakim* などの語が、*muqta'* の代りに用ひ、また *iqta'* の代りに *jagir* を用ひてゐることもある。ただしムガル時代を反映してゐるといへよう。これまで、最近のインド史研究者

「奴隸王朝」「奴隸貴族」について 荒

をもふくめて、十八世紀以來、この制度を、西歐のいわゆる *feudal system* における土地制度と比較して、安易に *fief* とよび、あるいは地方統治機構そのものと置きかえて *province, territory* と譯してきたものも多かつた。また一々その名をあげるのはこの二は省略するが、*muqta'* 或 *feif-holder, fudatory, assigne* あるいは *governor* などの語、あるいはそれに應じた各國語に譯されてきた。このことは、もちろん當時の地方統治機構、あるいは土地制度、土地所有關係を、安易に西歐の中世のそれと同じと考えること、あるいはその構造を理解した視點からのみとらへることと發してゐたことは疑いを入れない。W. H. Moreland, R. P. Tripathi に至つて、このような考察の立場はより正確な方向に向けられてきた。

- (W. H. Moreland: "Feudalism (?) in the Moslem Kingdom of Delhi" J. I. H., Vol. XII, April, 1928, pp. 1-8; "The Agrarian System of Moslem India, Historical Essay with Appendices", Cambridge, 1929, Appendix 5. "Provincial Governors in the thirteenth and fourteenth centuries" 等より R. P. Tripathi: "Some Aspects of Muslim Administration", Allahabad, 1936. Chap. VII-X.) となつて、なほ、史料によつてこの制度の變化を辿つた詳細な研究は缺けてゐるものとす。私自身近く、「奴隸王朝」前期の *iqṭā'* とつて少しばかりの私見を發表したいと考へてゐる。
- 2 おこゝたり、「拙稿「繼承」」二九五頁参照。
- 3 B. I., "wilāyat-i Gujarāt u Multān." (p. 232) Raverty は B. I. が Gujarāt と記してゐるのを措辭な誤りとつて Multān province の Wanjūt とする。彼の参照した寫本の大體は Lanjūt—Banjūt とする。B→W の音轉と説明してゐる (p. 723, n. 1)。
- 4 B. I. "maḥrūsah-i Tabarīindah" (p. 232). Raverty は maḥrūsah or maḥrūsah であるが "preserved city" と譯してゐる。私は、これは實は *khāṭīsh* すなわちスルターン直轄の地と關連あると考へる。このやうな土地をうけたもので *muḥṭā'* なる語は用いられてゐるが、やうこの *iqṭā'* 制度の對象の地とは少し性格が異なると思ふ。B. I. は、別の
- 5 B. I. "qīlāḥ u shahr-i Uchchah u maḥzāt u nawāhī" (p. 233) すなわち、同地の城塞、市街、およびその近位を含めて記してゐる。Raverty は "the preserved city of Uchchah, with its dependencies and territories" と譯してゐるのは、その原文が B. I. と同じとすれば、いかゞか問題がある。しかし本稿ではこれらの詳細なことがらについて記すことは紙數の都合上、なるべくあげて別稿と譯り、本稿と關連ある問題點のみ註記してゐる。
- 6 B. I., p. 234. 單に "dād" (gave) とつて *iqṭā'* とつて授與したとは記してゐる。しかし他の場合から推して、*iqṭā'* と考へられよう (後述註 35 参照)。なお、以下、この種のことからは、本稿では省略することとする。なお、授與の年は、六二五年。
- 7 B. I., p. 236. 前後の關係で、六二五年であることがわかる。なほ T. A. では、彼は *Rukn al-Dīn Firūz Shāh* の項に出づるが、その *"Walī-i Multān"* とある (B. I., p. 64) *Fīrīshāh* の同くちうじを從つてゐる。(T. N.

- (N.K.), p. 67, l. 25)° De ちひなや “Governor” と記つて
 39 (T. A. (De), p. 73)° Briggs ち、 穆 尼 希 の Mulik
 Kabeer Khan, viceroy of Mooltan (Briggs, p. 214) と記
 つてゐる。彼はイタムラ Lohur (ちひなやが現在在る Lahore) を
 得るが、 T. A., Firishlah には Hakim-i Lahur と記つてゐ
 る (T. A. (B. I.), p. 67, T. F. (N.K.), p. 68, l. 12)° T. M. S.
 45° muqta' と記つてゐる (T. M. S. (B. I.), p. 30)
 8 これらの地方を同時に受けたと記されてゐる。 Lāwah, Kāsiti
 の二地については、 B. I. のテキストも註記して、一、二別名
 を記してゐるが、私は、 Raveriy と従つてこの二地を (B. I.,
 p. 236; R., p. 728, n. 3)° 等は、六二五H年と記してゐる。
 9 前後の記載より、彼は、 Itutmish の死後、ちひなやの地を保持
 してゐたことが分る (B. I., p. 238; R., p. 730)°
 10 他所の記述より、六二五H年には、彼は、 Sursiti の muqta'
 とあつたことが分る (B. I., p. 239; R., p. 731)
 11 彼は六三二H年、同地に死んでゐる (B. I., p. 239; R.,
 p. 732)° ちひなやの各地は、 ちひなや Itutmish 在位中の受領とあ
 る。
 12 彼がこれらの地の iqta' を同時に兼ねてゐたものか、あるいは
 逐次、歴任したものかは、記載からは明確でないが、私は恐ら
 く同時であろうと考へる。(B. I., p. 239; R., p. 732)°
 13 六三二H年以前のことであるが、兩地を同時に受けることと
 ちひなや Gwalihūr (Gwalior) 周邊の地を受け、その城塞内に住む
 「奴隸王朝」「奴隸貴族」について 荒
- 14 ちひなや命がられた。なまの之際、 Kalinjār, Chandiri (B. I. —
 Jandir) などの地方征討に備へ、 “Iashkārā-yi (armies)
 Kanauji u Mahir u Mahān” が彼の指揮下に置かれた (B.
 I., p. 240; R., p. 733)°
 15 ちひなやの、ちひなや Oudh のこと。前後の記述より、彼は實際
 ちひなや地方に赴つたことがわかる (B. I., p. 242; R., p. 735)°
 16 六三〇H年 (B. I., p. 242, p. 247; R., p. 736, 743)°
 17 (Y) Saif al-Din の死後、ちひなや六三二H年と、彼の死つた
 ちひなやの地をちひなやに受けたと記してゐる (B. I., p. 242; R., p. 73
 6)°
 18 當時 Lakhnawati の地は、ガムシメ河を挟んで二地區に分れ
 づつたらしい。ちひなやの一は、 Lakhnawati の町をふくむ
 側で、 Basankut (Baskut, Baskūt) の他の縁が見える)
 の町の側 (ちひなやの Barinda (Bahind, Barindah) 地區と
 他は、 Lakanūr (Lakkan-or) の方に當る地區の Rai (Rāih)
 と記してゐる。 Itutmish の死後、後者の地區を得つた muqta'
 と (VII) Tughān Khān の間に衝突が起り、後者が勝つて
 至つて、彼は兩地區を含む Lakhnawati 全域を占めたらしい
 (B. I., pp. 242—243; R., pp. 736—737; cf. R., p. 585; n. 6)°
 19 けれど、モンガル地方は、當時はデリー政權にとつてなお平定
 し難く、つねに獨立の行動をとる首長が割據し、あるいは中央
 から派遣されたものも、事實上獨立的な權力を行使する傾向が
 つよかつたのである。彼もその一人だつたわけである (次註 18

の *al-Din* Sar-i-jāndār となつたのは、*Khawajah Mu-*
azzab al-Din の處刑後であるといふのは、*Badāun* 受領は、
早へて *Mas'ūd Shāh* 治世の *al-Din* となつたのである (cf. B. I.,
p. 258; R., p. 757)。

27 彼は、*Nāsir al-Din Maḥmūd Shāh* の即位の後、*Wakli-*
dar と任ぜられ、その後戦死した (B. I., p. 259; R., p.
758)。

28 彼がこの地を得たのは *Nāṭib-i-amīr-i-ḥājib* となつた *al-Din*
である (B. I., p. 260) なる *Raveriy* は *Jhanjāna* とする
(p. 759)。

29 彼が *Badāun* を得たのは六五四H年、*Wakli-i-dar* となつた
時である。その後、*Kutluḡh Khān* が *Awadh* への *Badāun*
に攻めてきたので、これと抗戦し、退却を餘儀なくされたらし
い。そのデリーに一度戻つてくる。Awadh が *iqā'* として
彼に與えられたのはこの時であり、彼はその後 Awadh に軍
を進めその地方を平定した。その後、六五八H年、デリーに戻
つたが、のち再び Awadh に歸つてくる (B. I., p. 260; R.;
p. p., 759—760)。このことは、支配下に入つていながら未平定地
をも *iqā'* として授與し、彼自らをその地に赴かせることに由
り、實際は平定の業に従つたと考へてもよからかも知れない。
とすれば、このことは *iqā'* の問題としては一つの要點であ
ろう。

30 B. I. の原文は “*Tabarhindah iqā'i u gashit*.” とある

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

(p. 262) であるが、*iqā'* とするは *Tabarhindah* は前説
した *al-Din* (註參照) *Ilutmish* 時代には *khāliyah* の直
轄領であつたからである。しかし、*Mas'ūd Shāh* の時代には
iqā' であるが、あるいは依然として *khāliyah* であつた
かは、明らかでない。蘇萊の考案と疑ふ。(XIX) *Arslān Khān*
が受けた土地はまた *mahrūsāh* となつてゐる。

31 彼は、*Lūhūr* の *muqā'* の *al-Din* また *Kanauj* の *muqā'* の
とき、再度にわたり中央に叛旗をひるがえしたことがあるが
その都度首都に戻つて歸順してゐるが、*Lakhnawati* に赴
つたのは、一時、専ら *Sulṭān Muḡhith al-Din* を稱して
獨立したからである (cf. B. I., pp. 262—263; R., pp. 762—764)。

32 *Awadh* 地方にあると知れる。寫本 *al-Din* の *Balāram, Balrām*
ともあるといふ (R., p. 767, n. 4; B. I., p. 767)。

33 彼がこの地を與えられたのは *Quṭb al-Din* 時代に同地をも
所有してゐた *Malik (Sulṭān) Bahā al-Din Tuḡhril* の娘を
彼の妻としてゐた關係であるといふ *Minhāj al-Din* は記してゐる
が、これは *iqā'* 授與に際しての一つの問題点として興味をひ
かれる (B. I., p. 266; R., p. 767, n. 6)。

34 *Tabarhindah* を任ぜられたのは、六五五H年である (B. I., p. 2
66; R., p. 767)。その後、(XXIII) *Sher Khān* の同地回復
計畫があり、デリーに赴いたが、その後、*Awadh* を與えら
れた。同地で、一時中央に叛意を示したが、歸順、やがて、
Kaīsh を與えられたのは六五七H年のことである。そのうち

彼は Lakhnawati の地をうかつたが、その目的を果さずして死んだ (cf. B. I, pp. 266—267; R, pp. 767—770)。

彼の場合も、事情はいろいろ複雑である。(1)および(2)は彼が Ilutmish 時代で受けたと考えられるが、その死後、Rukn al-Din Firuz Shah, M. Bahram Shah. の兩時代にわたつて、トルコ人の宮廷貴族の叛亂の首謀者の一人であった。N. Maqūd Shāh の治世に入つてからは、すでに得ていた Multān を保持し乍ら、同時に Uchchāh を得る要求をしていったが、この實現には、Siwalik と Nāgūr 兩地を中央の指名するものに譲るといふ條件が附せられた。これから見ると、彼は Nāgūr を得てからひまじきその地を Multān とともに保持してゐたらしい。Uchchāh 受領後も同様で、しばらく Nāgūr をいつらで保持してゐたらしく、スルターンが介入してのち、やつと、これを手放した。このいくつかの iqā' を中央の意に反して、同時に保持してゐたといふ事實は、iqā' システムの問題點としては、興味がある。その後、結局彼は、¹⁾ Uchchāh' として Multān 及び ²⁾ Malik Saif al-Din Gatlugh, (XXIII) Sher Khān に攻撃されるのであるが、兩地をとりわたつた Badāun が一時授與された。その後スルターンの軍が Sher Khān を Turkištān に追ふた³⁾ Uchchāh, Multān が彼に與えられた。しかし、彼はその後また叛意を持つに至るのである。(cf. B. I, pp. 269—272; R, pp. 780—785. これらの事情は、スルターンの

権力が弱化したとき、地方の muqta' が獨立した行動をとるに至る状況を、典型的に示している例として興味がある。

36 B. I. の原文は “Amir-i Kūl shud” (p. 273; cf. R, p. 787) とある。これは六四〇H年のことである。こんど muqta' という代りに、ほとんど他の場合に例のない Amir なる語を用いているのは、Raveriy も指摘しているように、興味がある。

37 B. I, p. 273; R, p. 787 (obtained other fiefs)。

これは六五七H年 (XXV) Bahban の支持の下において得たものである。原文によると、以上の地方や、Bāh 河の渡船場に至るまで邊境地方を任せられたという。これらの地方平定の意圖があつてのことではもちろんであらう。Minhaj al-Din がこの誓を著したときまで彼はこれらの地方に實際に任じていたという (B. I, p. 274; R, p. 789)。これらの記述により、當時のサマタナット支配の西北邊境が大體推測されるであらう。

38 B. I, p. 275 (and every district and the iqā' of the territories which had been entrusted to his charge...) 及び Raveriy (p. 789) は “district, fief, or tract of country” と記しているが、この譯では原文が “...u iqā' u wilāyat” でなければならぬ。B. I. の場合は “u” がなごので “iqā'-i wilāyat” と讀むべきであり、並列ではない。この讀み方の問題は、大したこともないようだが、實は iqā', wilāyat の解釋の上で、いろいろ本質的な差を導き出す

問題であるとも考えられるので、一言かれておきたい。他の寫本を見たいものである。何れにせよ、これは、*Hittumish* 治世のころ、いくつかの地區が彼の手に任られたことを示すものであり、*Minhāj al-Din* 卷 (XXII) *Saif al-Din* がこれらの地方に平安と繁榮とををもたらしたことを誇えよう述べている。

40 四九頁註21參照。これは、六四〇H年に、彼がデリーすなわち首都の *Amir-i dad* に任じられたことへのことばである (B. I, p. 276; R., p. 790)。地名は明らかになつてゐるが、*iqā'i* の *iqā'* を受けた事實を示してゐる。"iqā'i Amir-i dad" というのは、その職に附隨した一定の地名、あるいは、その職に應じておられる地を意味するのかが明らかでないが、何れにせよ、かかる宗教教學上の要職と *iqā'* 授與とが關連してゐたことは、*iqā'* の制度を考察する上、重要な資料となるであらう。

41 *Bharatpūr* 地方に *Raveriy* は決定してゐる (R., p. 790, n. 9; cf. B. I., p. 276)。

この場合の *Amir-i dad* の職とよむに與えられてゐる。この地名の綴りは *Raveriy* の見た寫本の *ḥ* の *ḥ* である。 *Karak* (or *Kuruk*) の註に *Kanzak* (?) とも記してゐる。 *Raveriy* は *Karak* なる地名を、ネーロ西方五マイルの *Larānah* 地方に見出してゐる (B. I., p. 276; R., p. 791, n. 1)。

彼が初めて *Baran* を與えられ、またこの地ののちに再度

Baran を得てゐる。そのころこの地は *Baran* の如く著名でかなり重要な *iqā'* と比較せざるを得ないの要地だつたのであらうか。いさゝか疑問である。

43 前註42參照。再度の授與である (B. I., p. 276; R., p. 791)。

44 B. I., p. 277, "gila'i Tabarindah u Lāhūr iqā'i u farnūd bā tamānat-i muzāfat-i mahūsā-i Tabarindah hawāli-i ū shud." *Raveriy*, p. 792, "(the Sulān) assigned to Malik *Sher Khān* the fortress of *Tabarindah* and the whole of its dependencies as his fief." B. I. なる *Tabarindah* は *mahūsā'* と記してゐるが、*iqā'* といふことには任意。なほ *Raveriy* は *Lāhūr* を除くところだが、この *Sind* 地方を席捲した *Sher Khān* が、形勢振つて *Mughal* 軍の方に一時走つたのが、*Lāhūr* に戻つてゐるといふを見る。あるいは同地を初めて與えられたのは事實であるかも知れないが、確實なところにはわからぬ。

45 おまの複雑なるので、本稿では委して置かれるが、(XX) *Kashū Khān* の抗争は、彼は一時、強引に *Mulān*, *Uchchān* を占據せよ (cf. B. I., p. 277; R., p. 792)。なほ (XX) *Kashū Khān* の頭名 *ḥ* の註を參照。

46 彼がこの地の脱回を許したので、(XIX) *Arsīlān Khān* と争

いがせたり、結局、後者は *Awadh* に廻られ、彼がこの地を授與されたところ (B. I., p. 278; R., p. 793)。しかし事實は、これは中央の令及ばず、*Sher Khān* が同地を強引に奪つたの

であろうと推測される。

47

再び (XX) *Kashū Khān* と争ひ、テリー宮廷に赴く。その結果 (XXI) *Nusrat Khān* が *Tabarindah* を受けて、彼はこれらの地を任せられることになつたといわれる (B. I., p. 278; R., p. 794)。なお、B. I. には *Balharah* はみえなからぬ。*Gwalipur* はその城塞とのみ記されている。私考では、これらの多くの地の授與は、實は形式的であつて、事實は、これらの地方の實力ある連中の間の勢力擴大の抗争を、中央は大部分のなりゆきのまんに任せざるを得なかつたものであろう。形式的な *iqā'* をめぐる地方權力の抗争の典型的なものと考えてよいであらう。

48

(XXV) *Balban* の弟である彼は、兄が *Imad al-Din Raitān* との黨争に破れて *Nāgur* に赴いたとき、當然彼と行いを共にして、一時、テリーを追放された。*Karah* はいわば、その追放の地である。従つて、これが實際に *iqā'* として授與されたか否かは、確實にはわからない。なお *Raverly* は、"*Khīrah* (district or territory) of *Karah*" (p. 798) といふが、B. I. には、たんに "*shahr-i Karāh*" (the town of *Karāh*) といふ

み記している (p. 280)。

49

Mirat を受けたのには、もちろん勢力回復後の六五三年であるが、この地を基地としてインド勢力を追い、これらの三地方を平定したという。従つて、*iqā'* として正式に受領したかどうかは不明であるが、"*anwai bastad*" (extorted tribute——この譯は *anwai* すなわち *mal* の問題をめぐつて大いに疑問があるところだが) とあるところをみると *iqā'* と考えられないこともない (B. I., p. 280; R., p. 799)。しばらく疑問としておく。

50

すでにアフガン臺地における權力から獨立して、北インドに根を下し、テリーを首都とした *Itutmish* の權力は、その對抗者ともいふべき *Taj al-Din Yalduz*, *Nasir al-Din Gaba-Chah* の二大敵勢力を除き、その點では一應の脅威は去つた。(拙稿「君主權」一〇—一二頁参照) しかもなお、西北邊はつねに中央アジア、アフガン臺地よりのインド侵略であり、また當時、ようやくムガル勢力の危険が増大してきていたのである。

六 「奴隸王朝」前期の政治權力關係における彼らの地位について

二十五人の *Shamsi muluk* について、その中央政府、とくに宮廷の官職からみたその地位、ならに *iqā'* 保持の點が

らみた地方統治における彼らの役割について論證してきた。それだけでも、彼らがサルタナット初期の中央および地方の政治關係において果たした大きな役割はつかむことができたと思う。しかし當時のサルタナット支配の下には、彼らの他にも、重要な人物が少数ではあるがなおいたのであつて、次にそれらの人物を含めての、「奴隸王朝」前期における全般的な政治關係、とくに支配權力掌握の斗争の面において、これらの二十五人が、どのような立場を占めていたかについて考察すべき余地が残されていると考へる。

Minhaj al-Din⁽⁴⁾ [Tabaqat XXI] と “Dhikr al-Salatin al-Shamsiyah ba-al-Hind” と題していわゆる Shamsi Sultan たゞついで述べてゐる。その中で Itutmish と Nasir al-Din Mahmud の二人のスルターンについて、その敘述にあたり、一種の表の如きものを附し、その中で、それぞれの muluk 名を列擧してゐる。これらの表は、實はかなりあいまいであり、不完全なものと思われる。従つてここに轉載はしないことにするが、それでも、この表から本稿に關連して興味ある問題點が引き出せないこともない。

Itutmish の場合には、Minhaj は、二十一人の名を列擧してゐる。この中には、たとえば、Malik Firuz Shah Itutmish, Shahzadah-i Khwarazm, Malik (Ala' al-Din) Jani, Shahzadah-i Turkistan の如き Shahzadah (Prince) など、すでに由緒ある家柄の王族などもふくまれており、必ずしも一般の muluk ばかりとはいえない。しかし、この中に、本稿で中心となつた二十五人の Shamsi muluk が四人、すなわち (I) Gazlak Khan, (II) Kabir Khan, (III) Nasir al-Din, (VII) Tughan Khan の名が見えてゐる。すでに第三、第四章で見たように、これらの四人は、二十五人の中でもいわば古手の Shamsi muluk であり、この點からも、この表にその名が見えるのはまことに當然のことであらう。

ところで、Itutmish 直系子孫の四人のスルターンの治世を経て、そのつぎに登位した Mahmūd Shah の表をみてみると、この割合は著しくふえてゐる。すなわち、ここでは、總計十九人の mulūk の名が上つてゐるのであるが、そのうちで七人を除く十二人は、問題の二十五人の mulūk の中にふくまれる。しかも、二十五人の中には、彼の治世までにすでに死んでゐる mulūk もあるわけである。もちろんこれらの表は、さきにふれたように、不完全な面があると思われるのであるが、以上の二表の比較から、二十五人の mulūk が Itutmish 死後、五人の直系子孫のスルターンの間、その權力支配の上層部にあつて、次第に重要な地位を占めていつた事情を、ある程度讀みとることができらるであらう。

しかし、このような、必しも正確とはいえない表に依存するよりは、われわれは、まず、Minhaj al-Din の記述内容を般を第一の史料として、現在までにわかつてゐる「奴隸王朝」前期の政治史全體から、これら mulūk の地位を検討すべきであらう。この點において、彼らが、Itutmish 死後から Balban 登位に至る間に、上部構造における權力争奪をめぐる黨争に主要な役割を果してきたことを確認できるのである。以下に、その著名な例をいくつかあげてみよう。

(1) Rukn al-Din Firūz Shah に對して反つて、ついで、Raziyah 女帝の登位を結果させた叛亂の首謀者の一人に、當時、Badāun の muqfā、ya の Malik Taz-al-Din Muhammad などとならび、Multan じつた (II) Kabir Khan がいた。その反抗は、時の Wazir, Nizām al-Mulk Muhammad Junaidi を首都 デリー から追ひ、ついで彼をしてスルターンの反抗させる要因を作つた。

(2) ついで Sultan Raziyah 治世に、彼女の登位に反對した中には (II) Kabir Khan がいた。また、これらの不満の聲をあげた貴族勢力に對して、女帝の例につき、自らの Awadh より援軍を率いて首都に向つたのは、(VI) Nusrat al-Din に他ならなかつた。

(3) Sultān Raziyah の時 (XII) Ikhṭiyār al-Din は Amir-i ḥājib に任命され、最高權力の近をたどった。やがて女帝がアビシニア人 Jamāl al-Din Yaqūt を寵用して、またのを一つの要因として、(II) Kabir Khān, (XI) Altūniyah はスルターンに叛する。のぎては、(X) Qarāqash Khān も叛亂の軍をあげる。この過程が、Altūniyah は一轉して自らの權力への慾望から、落着目の女帝 Raziyah と結婚し、兩者とも悲劇的な死に追いやられる。

(4) Bahrām Shāh 即位ととも、(XII) Ikhṭiyār al-Din は Niyābat (Deputyship) の權勢の座にまぐり、スルターンの妹 (一度結婚したことのある女) を妻とまでするに至るが、やがて之に反抗するスルターンの側から暗殺される。しかし、國政を左右したこの權力者に付いて、やがて Amir-i ḥājib となり、事實上の Naib の權力を振ったのは、やはり Shamsi mulūk の一人、(XIII) Badr al-Din に他ならなかつたのである。しかも、彼が Wazir との抗争から後者とむすび、スルターンの側の勢力によつてついに死をもつて報いられたのである。しかし、Bahrām Shāh の行動も、ついにその下の「トルコ人の malik たがも Amir たがも」の反抗をよびおこすに至り、結局は、スルターンもついに殺されてしまつたのである。(9) この Bahrām Shāh から次の 'Ala' al-Din Mas'ūd Shāh や Nāsir al-Din Mahmūd 擁立の間におけるトルコ人 mulūk をよび Umarā の權力をもぐる黨争については、前稿「繼承」および「君主權」において 'Chihalgāni」すなわち奴隸貴族集團を中心として、すでにあげてきたところである。(9)

(5) この Bahrām Shāh 處刑後、(XX) 'Izz al-Din のつわば「一日天下」のスルターン登位が、Itutmish 直系子孫の王位繼承劇に、あたかもインテルメツォの如く入るのであるが、これは、Shamsi 「奴隸貴族」が、Itutmish 直系の Paipūt・スルターンたちの下における權力黨争の場で、次第に成長していつた過程を象徴するものであり、のちの Balban 登位への段階における一つのピークともいふべきである。(10)

(6) 'Alā' al-Din Mas'ūd Shah 治世、Shamsi mulūk の要人が、中央、地方における權力の中核にいたことは、すでに、第三、四章の記載を注意深くみれば明らかである。上に述べた (XX) 'Izz al-Din と (XXIII) Sher Khān の Uchchah, Multan 地方の要衝をめぐる斗争も、あるいは、Lakhnawati, Awadh をめぐる (VII) Tughān Khān (VIII) Tamar Khān の争いの事情も、ひとしく、中央の權威を無視して、地方に自ら半ば獨立の權力を打立てようとするまづに至つた Shamsi 「奴隸貴族」の權力の成長を示す例である。

(7) 'Alā' al-Din Mas'ūd Shah 治世の初期、國政は、Wazir の Muhazzeb al-Din Nizām al-Mulk の手に一時う斷されるが、もはや、トルコ人 Amir たちの勢力は、この Wazir の權力をも殺ぐほどになつていたのである。結果においては、Wazir は、彼らの手によつて處刑される。そして、その結果、バグダードからの老人 Sadr al-Mulk Abu Bakr がパシットとしてゐた Wazir の地位につき、中央の實權は、Amir-i-hajib に任じられたものスルターン (XXV) Balban の手に移行してゆく。

以後、Nasir al-Din Mahmūd の治世に入つて、(XXV) Balban が、實弟 (XXIV) Kasli Khān などの一族を率ゐて、Shamsi mulūk の勢力の頂點に、次第にあらわれ、その慎重な權力擴大策を着々と進めてついにスルターンに登位し、サルタナット史上大きなピークともいふべき君主權を實現した過程は、こゝにくり返す必要があるまい。ただし、われわれはここに、Itutmish 側近の奴隸出身者たる mulūk による權力體現の最高の結果を見ることができるのである。

以上のきわめて簡単な摘要により、Itutmish の下に成長してつた Shamsi 「奴隸貴族」たちが、つゞく直系子孫の スルターンの治世を通じて、サルタナット支配の上層において、權力の獲得とその確保をめぐる黨争に、主要な役割を果してきたことが理解を得るのでなからうか。

註

- 1 T. N. (B. I.), pp. 164—228; (R.), pp. 596—718.
- 2 Iltutmish の傳記に於ける彼の統治の年表に於ける。B. I., p. 177; R., pp. 625—627. Maḥmūd Shāh の傳記に B. I., pp. 206—7; R., pp. 673—674 に於ては編年體形式の敘述の語に於ては B. I. に於けるの譯文の “Mulūk u aqribāt-i ū” (His maliks and kindred) なるを、その内容に Raverty 譯本の表に於ける順序の綴りの異なる點が多い。Raverty に於ける寫本に於ける malik の名がそのものなるものがある。また記載のなすものでも、寫本に於ける差異があるものがある。また彼がなす譯文に於ける註を引くべきものがある。また彼がなす譯文に於ける註を引くべきものがある (cf. R., p. 673, n. 5)。
- 3 正確なる問題がある (cf. R., p. 625, n. 6)。
- 4 上の二の前の三人に於ける問題はなす (VII) Tuḡhān Khān なるは Tazz al-Dīn Tuḡhrīl-i Tuḡhān Khān に於ける “Malik Naṣīr al-Dīn Tuḡhān, muqta‘i Badāun” に於ける Raverty (p. 626, n. 2) の註を引く。註に於ける Raverty 譯本の表に於ける Tazz al-Dīn Tuḡhrīl Qutībī なるは Qutībī に於けるものなるに於ける (VII) に於けるものなる。
- 5 B. I., p. 183; R., p. 633 に於ける T. M. S. (B. I.), p. 22, 26; (Basu), p. 22, 25 に於ける Tazz al-Dīn Kanjān なるものなる。
- 6 T. A. (B. I.) p. 64, (De), p. 73; T. F. (N. K.), p. 67 の註に於ける。譯記に於ける The Cambridge History of India, Vol. III, Turks and Afghans, Cambridge, 1928 (卷三 C. H. I., 附録) p. 57; Srivastava, pp. 105—106 なるを参照。
- 7 表に於ける B. I., p. 168; R., p. 639. T. M. S. に於ける Malik Naṣīr al-Dīn Tāyastī (Basu—Tāyastī), Amīr-i Awadh なるは譯記に於ける (B. I., p. 25; Basu, p. 24) T. A. (B. I., p. 66; De, p. 75) に於ける “Malik Tazz al-Dīn-i Hānṣī, Jāgīrdār-i Awadh” なるは譯記に於けるものなる。譯記に於ける Firishrah の “Malik Na. ir, Jāgīrdār-i Awadh” (N. K., p. 68, I. II) なるは譯記に於ける。
- 8 表に於ける B. I., pp. 186—190; R., 639—648. T. A. (B. I.), pp. 66—68; (De), pp. 76—77. なるは Ibn Baṭṭiṭa に於ける彼の死に於ける特別な記載を引く (The Rejila of Ibn Baṭṭiṭa, Translation and Commentary, by Mahdi Husain, O. I., Baroda, 1953—卷二 Rejila 附録—p. 35)。
- 9 譯記に於ける C. H. I., III, pp. 58—60; Srivastava, pp. 106—108.
- 10 表に於ける B. I., pp. 190—194; R., pp. 649—654. T. A., (B. I.), p. 68—69; (De), pp. 78—79. T. M. S. に於ける (XII) なる Wazīr なるは譯記に於ける (B. I., p. 28; Basu, p. 26) 譯記に於ける C. H. I., III, p. 60; Srivastava, pp.

109—110

9 B. I., pp. 194—196; R., pp. 654—660. cf. C. H. I., III, p.

60; Srivastava, p. 110

10 拙稿「繼承」二八九—二九二頁、三〇七頁、註5參照。

「君主權」一四頁および註參照。

11 T. N. は、王城中の登位を宣じ、また王城外のものを公けにしたことを記している。B. I., pp. 197—198; R., p.

661. なお、彼が本當に王座に上じたかどうかにしては、問題とされてゐる。

(R., p. 660, n. 4; T. A. (De), p. 81, n. 2; T. M. S. (Basu), p. 30, n. 5. ともに參照)。

なお、T. A. (B. I.), p. 70, 24 “bar takht-i Dihli julūs namūdāh” とつては、その

後

ら。なお、拙稿「繼承」二八九—二九〇頁、C. H. I., III, p. 64 を參照。

12 史料として、B. I., pp. 243—246, p. 248, pp. 273—278;

R., pp. 737—741, p. 743 pp. 792—794. T. A. (B. I.), pp.

71—72; (De), pp. 82—84. cf. C. H. I., pp. 64—65. なお、

T. A., T. F. 24 (VII), (X) については混亂しているが、これ

については、本稿を參照。

13 B. I., pp. 198—199; R., pp. 662—664.

14 拙稿「繼承」二九一—二九二頁。「君主權」一六一—一八頁。

なお、C. H. I., III, pp. 66—73; Srivastava, pp. 111—117

參照。

七 つゝめゆる「奴隸貴族」とつづの Shamsi mulūk

以上において、私は Tabagāt-i Nāsiri に見える二十五人の Shamsi mulūk の「奴隸王朝」前期の政治權力關係における役割を、主にその經歷を通して考察してきた。はじめに述べたとおり、また以上の論證を通じて辿つてきたように、これらの malik たちが、とくに注目されるべき理由の一つは、彼らのほとんど全部に近いものが、北インドの地にはじめてサルタナットの支配權力を確立した Hutumish の奴隸 (Bandah) として、その宮廷内におけるスルターン側近の職から、次第に支配構造の上部にあらわれていつたところにあつた。ふつう「奴隸貴族」といわれるのも、このためである。それならば、このいわゆる「奴隸貴族」とは、歴史的には、どのような特質をその性格の中に内包してゐたのであろうか。以

下、本稿を一應まとめる意味においても、この問題点について私考の一端を述べてみたい。たゞ、このような問題は、本稿の對象である「奴隸王朝」にばかり限られたものでなく、アッパース朝中期以後のイラン、中央アジア、アフガン台地等におけるムスリム諸王国支配の歴史において、トルコ人出身の宮廷奴隸を中心として多少とも見られたものであり、とくに、デリー・サルタナット成立の基礎となつた Ghazni, Ghur 兩王朝支配の下において見られ、またエジプトのいわゆる「マムルーク（奴隸）王朝」(The Mamluk Dynasty) にも典型的に見られたことは周知の如くである。これらの歴史については、諸先學の御教示を乞ふことにして、本稿では、問題の時代的範圍を、デリー・サルタナットの「奴隸王朝」前期に限定して説いてみたい。

ところで、インドのムスリム社會における奴隸についての史料は、デリー・サルタナット時代の宮廷史家の筆になる書物はもちろん、後代のムガル帝國時代のものに至るまで、一般的にいつてきわめて少い。しかし、一般に奴隸がひろく存在していたことは考えられるところであり、本稿の問題点になつた「宮廷奴隸」(bandgar-i khas) が、サルタナット時代からムガル支配の時代にかけて多數存在したことについては、わずかながら史料もある。¹⁾ 本稿で問題とした二十五人の *malik* たちはまさにこの「宮廷奴隸」に當るのであり、すでに述べたように、スルターンの側近にあつて、その身邊に關する職、あるいは宮廷内の役職に従つていたものである。これらが、ムスリム社會一般の奴隸と比べてはもちろん、貴族階層あるいは宮廷の、ふつうの奴隸の中でも、その出身經歷、あるいは肉體的、知的條件において、とくに優秀なものであり、あるいは、その職にふさわしい特殊な訓練を経たものであつたことは疑いを入れない。²⁾

しかもなお、彼らは、「奴隸」であり、その限りにおいては、一般のムスリム社會における人々が、その社會關係において日常の行爲の間に享受していた自由は、「奴隸」であることによつて法的に制限されていたのである。しかし、こゝに注意す

べきは、奴隸は、社會關係全般からいえば一つの身分的な地位であつたにせよ、法的にみれば、奴隸を持ち、奴隸であるということは、一般的には、奴隸と、その主人すなわちその奴隸所有者との個人的な法的規制關係であつたといふことである。所有者の、奴隸に對する待遇については、コラシの記載にみえているように、とくにその人道的待遇が規定され、またその上にたつてこそ、ムスリム社會における奴隸所有は承認されていたのである。しかし、現實には、そしてとくにサルタナツト上層の實際の慣習においては、その個人的所有關係の限りに於いて、所有者は、その所有する奴隸に對して、事實上は、生殺與奪の全權を握つていたにひとしかつた。けだし、人間の社會における支配隸屬關係、忠誠服屬の倫理の面で、奴隸所有に見られるほど強固な關係は、現實には他にその例を見ないであらう。しかし、この關係は、あくまで、限定的な關係であつて、奴隸がその所有者以外の他者に對する場合は、たとえよりひろい社會關係全般においては、「奴隸の身分」として總體的に、あるいは階層的意識から輕視され虐待されることはあつたにしても、本來の法的な支配隸屬の關係は、そのままでは、適應されなかつた。むしろ、現實の歴史過程においては、奴隸は、その所有者以外の他者に對して、しばしば、もつとも強い敵對者ともなり得たのである。このような、社會關係における奴隸の基本的立場が、本稿の問題のように、選ばれたる素質をもつ「宮廷奴隸」を主體とし、スルタンの強大な權力のもとにおいて實現される場合には、彼らが、權力支配の構造の内部において、權力體現の潜在的機能をもつ可能性をもつてあらわれ得るものであることは、容易に想像できよう。こうした關係を、宮廷奴隸の中のさらにエリートとしてスルタンの權力行使の道具ともなつた彼ら奴隸の例からいへば、それは、この強大な權力に個人的に寄生する機會を潜在的に所有することを意味するものである。従つて、それが、状況に應じて、自分自身の權力へ轉化することの可能性は當然考られることである。

しかし、このような宮廷奴隸、とくにスルタンの側近の選ばれたる奴隸にとつて、自らの權力の掌握を實現するために

は、なお、統治機構における何らかの条件の成熟が必要とされる。Sharābdār (酒杯もろ) が Sharābdār である限りにおいては、その所有者の権力に寄生はできて、自らの権力の實現を計ることは困難である。

こゝにアッバース朝中期以後の統治機構におけるトルコ人宮廷奴隸の役割の歴史的變貌過程が問題となつてくる。これらの奴隸は、宮廷の下級職から次第に幹部職に昇進することが許され、とくにトルコ人宮廷奴隸にあつては、軍事面における進出がみられ、また中央の官職にもつく機會が與えられた。⁽⁵⁾ この點、アフガン台地に成立した Ghazni および Ghur 兩朝のトルコ人支配の下で、トルコ人奴隸が優遇されて高位に登りついにスルターン位に上るものさえ出るに至つたことは、トルコ人支配という民族的な契機も充分考慮されるべきであろう。そして、トルコ人支配層が、その身邊の數少き軍事力をもつて、偉大な歴史を過去にもつ異民族の、廣大なる北インドを征服しつゝ、サルタナット支配權力を打ち立てるに至つた「奴隸王朝」成立期においては、當然、この自己側近の奴隸が、統治、軍事面に進出してゆくより多くの機會を與えられる環境にあつたことは、當然のことといえよう。トルコ人宮廷奴隸は、サルタナット成立期のこのような条件の下において、はじめその寄生した權力を自らの權力の實現へと移行してゆく機會をひろく得たものと考えられるのである。本稿でとり上げた二十五人に象徴されるいわゆる「奴隸貴族」の權力の集中的な實現は、以上の如き歴史的背景のもとに理解されるべきであろう。

ところで、前述したように、私がとりあげた二十五人の mulak に關する限り、Itutmish の治世においては、なお政治の最上層に身をおくまでに至らなかつた。前章でみたように、彼らがサルタナット支配に重要な役割を演じるようになるのは、むしろ、その直系子孫がスルターンとして繼立する時期においてであつた。そして、これらの子孫が權力の最上層に現われると、それまで Itutmish の支配權力に寄生して、しかも自らの權力實現への準備を着々整えつゝあつた彼ら

が、全面的に表面に出てきたことも、實は當然のことであつたといえよう。しかし、このことに關連して、私はもう一度奴隸という社會的地位と、その所有者との個人的な隸屬支配の關係にふれておきたいと思う。それは、奴隸の地位からの解放についてである。⁽⁶⁾

上述したように、Minhaj al-Din は、二十五人の *mulūk* のうちの二十四人までを、Itutmish の奴隸 (*bandar*) であると明確に述べながら、そのなんびとについても、解放の事實については全く記していない。これは本稿の視點からすれば、史料としてきわめて残念なことである。彼らは、その所有者であつた Itutmish の在位の時代に、奴隸の地位から解放されたのであろうか。あるいは、彼の死後も、その子孫たるスルターンたちによつて、奴隸のまま相續され、彼らの奴隸となつたのであろうか。ムスリムの社會においては、通常、奴隸は、賣買、讓渡はもちろん、財産として相續も認められている。⁽⁷⁾しかし、死亡した所有者の遺言によつて解放される場合もあり、また、所有者が自ら解放することもある。⁽⁸⁾従つてムスリム社會の法慣習一般に照して推測するときには、これらの二十四人の場合、前述したいずれにあてはまるかは、明白な結論を導き出すことができない。

しかし、私は、彼らの多くが、Itutmish の生前にすでに解放されていたか、あるいはその死後、遺言により、あるいは、間もなく、その子たちにより解放されたものと推測する。その理由は、第一に、Minhaj al-Din その他の史料に、彼らの解放についての記述がないと同様に、⁽⁹⁾ 彼等が、Itutmish 以後のスルターン、あるいは他の人物の奴隸であつたと明確に記した記載も全く見られないことである。もちろん、このことは、私の推測の積極的な根據とはなり得ない。第二は、T. N. の記載から、同じように宮廷奴隸であつた Itutmish 自身も、まだ人からほとんど注目されなかつた時に、その所有者の Qutb al-Din Aibak によつてすでに解放されていたと推測され、その Qutb al-Din 自身も、その主人である

Sulian Mu'izz al-Din Muhammad (Ghuri) に、まだ malik であつた時に解放されていたと推測されることである。⁽¹⁹⁾ ならに、この二人に對抗するものとして、デリー・サルタナット成立期の重要人物であつた Taj al-Din Yaldüz も、その主人の死後、その子より、直ちに解放證書を受けて Ghaznin に支配権力を確立したのであつた。これらのことがらは、Itutmish の下に奴隸として買われ、次第に傑出していつた上述の malik たちが、彼の生前、あるいはその死後間もなく、解放證書を得たのではないかと推測することを支持する材料となるであらう。

しかし、かりに私の推測が正しくなく、彼らが Itutmish の死後、つゞくスルターンの時代に、身分の上ではなお奴隸であつたとしても、その政治的な意味はたんなる宮廷奴隸であつた時とは著しく異なつてきている。また、解放されたとしても、すでに述べたように(註6参照)、解放後、wali (clientship) の如き依存關係があるわけであるから、必ずしも、法的には、全く自由な個人の關係と同一視することはできない。しかし、すでにくりかえして述べてきたところからもわかるように、彼らの多くは、サルタナット上部の政治軍事の重要な面に關與していたのであつて、その内部の権力支配の場にあつては、宮廷奴隸が、その所有者の権力に寄生するという奴隸本來の立場から、すでに自己の権力實現への條件を一應とこのえていたのである。この意味からいふならば、サルタナット初期のいわゆる「奴隸貴族」の歴史的問題點は、彼らの個人關係としての法的な奴隸の身分そのものにあるのではなくて、未解放にして、あるいは解放奴隸としての社會的制約が残されているにして、彼らが、サルタナット権力の確立者たる Sulian Itutmish の奴隸出身であり、その立場において、自己の権力實現の可能性をもち得たということにあるのであり、またその關係が、實際の権力實現の過程にどのように寄與したかという點にあると私は考える。ただし、奴隸本來のあり方と、その置かれた環境とにより、権力に寄生しつつ、ある程度自己の権力を實現したものは、その法的身分關係の如何にかゝらず、現實においては、その寄生権力そのものをも退

け得る潜在的な可能性をもち得るからである。

さらに以上の問題點に關連してふれておきたいことの一つは、奴隸たること、あるいは奴隸であつたことが、よりひろい社會關係において、どのように考えられていたかという問題である。Minhaj al-Din は、同時代のスルターン、あるいはその下における支配上層部にいたものの敘述に當つて、ムスリム宮廷史家の常として、しばしば、筆をきわめての敬辭あるいは讚辭をつらねることを忘れていない。しかもなお、彼は、これらの人物について記載するに當つて、彼らが、もと奴隸であつたことを、きわめて淡々と記しているのである。このことから、宮廷奴隸出身であるという事實は、當時の政治狀況の下にあつては、社會關係における身分的位置づけの點において、それほどひくい、あるいはいやしいとされる意味をもつていなかつたのではないかと考えられるのである。すなわち、本稿で考察の對象となつた宮廷奴隸は、法的規制面においては、あくまで自由をもたない身分的制約をもつていたにしろ、ひろく政治的權力關係をふくめての社會關係における階層的意識の點からいえば、實はむしろエリートたる地位を與えられていたものとして、一般の奴隸と異なることはもちろん、特殊な地位にあるものとして考えられていたのではないだろうか。「奴隸王朝」後期において、Balban が登位して、サルタナット史上ユニークな君主權の實現を計つたときに、自ら宮廷奴隸出身の彼が、しかも、その事實を萬人が認めている環境において、貴族層の出身の格式、家柄の尊重といふことを強調したことの⁽¹²⁾一見矛盾と思われることも、實はこのような宮廷奴隸の政治社會面における身分的地位に對する考慮の上にはじめて理解され得るのではないかと考えるのである。

ところで、本稿では、「奴隸王朝」前期におけるいわゆる「奴隸貴族」といわれてきたものの性格を、その經歷を辿ることによつて、明らかにしようとこゝろみてきた。その限りにおいて、この時期において、彼らがサルタナット支配の政治狀況、權力關係にどのような役割を果してきたかにもふれてきたわけである。しかし、デリー・サルタナット、すなわち、イ

ンドにおけるムスリム諸王期の支配の浸透の時期全般において、彼らが、どのような地位を與えられるべきかについては、ほとんど説明をしなかつた。それについては、前稿「君主權」において、スルターンと、その權力の下における奴隸王朝上層の貴族勢力との關係を通して簡単に記しておいた。本稿では、それ以上、論を展開する余裕をもつていない。たゞ、一、二附言するならば、まず、彼らが、「奴隸貴族」という點では、Ghazni、Ghur 兩朝のそれと同じであるが、もはや Qutb al-Din 以前のそれとは異つた性格をもつていたものだとすることを強調したい。すなわち、彼らが成長した環境は、アフガン本地との關係から獨立し、ヒンドゥー君主諸勢力の對抗の脅威をうけていた一種の征服王朝たるデリー・サルタナットの中においてあり、地理的、社會的、政治的條件において、前代とは著しく異つた國家支配の構造の中においてであつた。しかもすでに Ilutmish によつて實現された君主權は、前代のそれとは異つて、かゝる國家支配に應じた集權的構造をつよくもつており、スルターン位の血縁的繼承も一應成立したのである。このような國家構造の變質が、トルコ人奴隸供給の點ともからみあつて、當然、「奴隸貴族」の成長する基盤と環境とを變えていつたことはいうまでもない。簡單には、前稿でいくつかの問題點にふれておいたが、このことは、本稿で扱つた時代につゞく Balban の支配を通じてはじめて理解されるものである。「奴隸貴族」として成長し、「奴隸貴族」層の權力關係の一種の均衡を崩し、血縁繼承の枠を破つて自らスルターンに登位した彼こそ、實は、奴隸出身の最後のスルターンであり、その彼自身によつて、本稿で述べたような「奴隸貴族」の歴史的役割は、一應、解體を余儀なくされていつたのである。この「奴隸王朝」後期における上部構造、とくに貴族層の性格の變貌は、つゞく Khitji 王朝支配の出現を導く一つの要因となつたものであり、また、インド内地に基礎を確立したサルタナット支配の性格をはじめて強く打出するものとして重要であることにふれておきたい。

註

- 1 ちじあたり Ashraf, pp. 187—191; p. 150—152. 'Ala al-Din Khilji は宮廷奴隸五萬人をもち、Firuz Tughluq は二〇萬人を擁したという。これらの數字は、考證を要するが、もちろん各種工人をもふくむ數である。何れにせよ、あらゆる意味での奴隸労働を含むものであらう。
- 2 三九頁註10 參照。Encyclopaedia of Islam, New ed. Vol. I, Fasc. I, (1954), 'abd, pp. 33—34; Levy, R., pp. 74—75 Ashraf, p. 151 參照。
- 3 「奴隸」についての法的地位、所有者と法的規制關係一般については、こゝで詳述する余裕はない。ちじあたり、Enc. Islam, Vol. I, (1954), 'abd 項、Levy, Chap. I, 22—23 pp. 74—81 を參照。
- 4 さらに一言つけ加えておきたい。當時のスルターンとその臣下、あるいは政治上層にある人物相互の關係においてどうかかわれる、ほとんど無法に近い生殺與奪の關係、一般的にいって支配者と被支配者との關係は、ふつうに専制的という言葉で表現されるように、時に、一切の人權の基本的意味を抹さつする權力をもつていた(サルタナットに關するもつとも良い史料として私は Ibn Batuta の記録に示された Mu'ammad bin Tughluq の行爲、およびその臣下の間の殺し合ひの記録を考える。その敘述は、他の宮廷史家のそれには見られない力をもつている)。この支配關係こそは、實は、個人的な法的關係に
- 5 おける奴隸所有者と奴隸との關係が、實際の政治權力支配という、よりひろい社會關係の面において實現したことであると考えられるのである。この問題は、いうまでもなく、近代以前の歴史における重要な諸問題、とくに、専制君主の政治的支配關係の問題として、アジアの歴史の重要な課題となるのであるが、こゝではこれ以上の論及はさげよう。
- 6 ちじあたり、Habib, Muhl, Introduction to the Reprint of Vol. II. The History of India by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, pp. 91—93 を參照。
- 7 解放(ふつう英語で manmission)は、いうまでもなく、所有者と奴隸との關係の變化である。一般にアラビア語では、'itq; 'ataq; 'itaq など用いられるが、それは時に解放の手つなぎにもよる。サルタナット時代の史料では、ふつう 'itq とともに、'ahfir, azādi などの語も用いられている(例えば、本稿次頁の註10 參照)。なお、一般的には、最近のものとしては、Enc. Isl, n.e. 'abd の項、Levy, pp. 80—81 などを參照。奴隸の解放には種々の型があり、金錢による mukatab の方式もあるが、所有者による明瞭な宣言、第三者に對する宣言によつても解放される場合があるという。サルタナット宮廷においての慣習については、わからないが、史料から推測すると、のちにふれる場合のように(次頁註10)、ふつう khat-i-'itq すなわち、解放證書のような書類を渡したものと推定される。このような金錢關係以外の解放の場合には(なお、サル

タナットの宮廷奴隸の場合は、金銭の補償による mukatab 式の解放ではなく宣言あるいは遺言などによるものが多かるう。解放後、彼らは 'atīq, mutaq となるのであり、日常生活において自由人と同じ地位を享受し得るのであるが、彼らの mut'iq すなわち解放者との間には、“wālā”と對する一種の clientship の關係がのこされる。すなわち、もと所有者は“wālī” (patron) とし、彼を“maulā”として扱うのである。これが、¹「解放奴隸」などといわれているものである。そして maulā の方でもこの關係に依頼することになる。しかし、この maulā が實際には、どのような從屬關係をもとの所有者に對してもしたか、とにかく、ひろい社會關係における maulā のステータスについては、かなり複雑なものがあったであろう。何れにせよ、本稿の問題では、解放後の bandah が、²とすūlān と、法的には wālā の關係をもつて結ばれていることが、實際の權力關係における支配從屬の背後にあつたということが、重要なわけである。

7 cf. Levy, p. 76; Enc. Isl. Vol. I, Fasc 1 (1954), [abd] 註の參照。

9 本稿の史料の中心である T. N., [Tabagat XXII] は、bandah になる前後の事情を、前述したように大多数の malik たちの場合に記しながら、その解放については二十五人(二十四人)の場合、全くあてられていない。

10 Mu'izz al-Din Muḥammad (Ghūrī) がまだ在世していた時

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 荒

Qu'b al-Din は、ラーホール、ネリーを據點として、西北インド平定の業に従つていたが、あるとき Mu'izz al-Din は、Qu'b al-Din の bandah であつた Iltutmish を認め、その名をたずね、名譽の衣を下賜したといふ。その時、彼は、Qu'b al-Din に對し、Iltutmish を優遇するように諭し、後者に解放の證書 (khaṭ-i-īq, letter of freedom) を與えて、彼を解放 (taḥrīr, manumission) せよといふに命じたといふ。(B. I, pp. 169—170; R, p. 605, “u Sulṭān Qu'b al-Din rā farmān dād kih Altamish rā nikh dāri kih az wī kāri khāhad āmad, u ba-farmūd tā khai-i-īṭ-q-i ū dar taḥrīr āwardand.”) なお、Ibn Baṭūya は、他の別の材料からか(彼は ³「mamūk」なる語を用ひる) Iltutmish がネリーで登位しようとした時、Wajih al-Din al-Kāshānī なる Qāzi が彼の傍らに座したとき、彼が絨緞をめぐつて解放の證書を示し、それが Qāzi によつて讀み上げられたといふ。この話の眞偽はわからないが、もし正しいとすれば、彼が登位前に證書をとつたことを支える史料となる。

Nizām al-Din Aḥmad の Tabagat-i Akbari では、T. N. と同様のことを述べているが、そこでは、「その場じ、メンターンの命令により、解放の證書が書かれた」とはつきり述べてゐる(“hamān zaman ba-āmir-i Sulṭān khai-i-āzādgi-yi ū nawāshānd”, T. A. (B. I), d. 57; T. A. (De), p. 64.) Firshah によつて、T. A. によつて、

く、同様のことを述べている。(T. F. (N. K.), p. 65, l. 12. Briggs は、あいかわらず、こうした個處は省略してしまつてゐる)。よなみた、Badāni の Muntakhab al-Tawārikh での Mutizz al-Din が Itutmish に名譽を與えたと同じ「その日に」(Tamānuz) 彼に解放證書 (khar-i-azādi) が書かれた」と記してゐる (M. T. (B. I.), p. 63; M. T. (Ran-king), p. 90)。なほ、Tripathi, p. 25 を参照。これらのことから考へると、Itutmish に對して解放證書を書くように命じられた Qutb al-Din が、すでに Sulān Mutizz al-Din Muhammad から、當時、すでに解放されていたことは、ほゞ確實と考へてよいであろう。解放されない奴隸が、その所有者により、そのまた奴隸を解放しろと命じられるというのは全くおかしいからである。

11 B. I., p. 133; R., p. 501. なお、拙稿「繼承」二七九—二八〇頁参照。

12 さしあたり、拙稿「君主權」二二三頁参照。

(東京大學助教授)

東洋文庫新刊書

滿文老檔研究會譯註

滿文老檔 太祖 (東洋文庫叢刊十二)

B 五版 三冊 序文 英文解題七頁

本文一二二五頁 索引八〇頁 圖版十四葉

第 I・II 冊 各二千四百圓 第 III 冊二千圓

滿文老檔(原本奉天崇謨閣藏、全卷寫眞原板京都大學藏)は、清の太祖太宗二朝に亘る三十年間の滿文の日記であつて、合計百八十卷を數へる龐然たる大冊である。その内容は大小各種の政治から宮廷の秘事に至るまで極めて詳密であり、その滿洲文は若干漢語の影響を受けたものを除き傳來の形式を保存し、滿洲古語の研究資料として他に比類を見ないものである。従つて清初の歴史を探り、滿洲古語を究めるに當り、老檔を除外しては到底その目的を達し得ない。然るに老檔は甚だ難解な滿洲古語で書かれた記録であるため、これを利用することが容易でなかつた。故藤岡勝二博士の勞作もあるが、未定稿であるため、新たに滿文老檔研究會がその譯註を進め、本年三月その太祖の卷を終了したものである。なほその第 I・II 冊に對して、昭和三十一年度日本學士院賞が授與されてゐる。